

## 目 次

1. 事業概要	3
2. 今年度のまとめ	7
3. 課題に対する提言（問題提起）	19
4. 資料	25
(1) 「認知症傾向のある受刑者の概数調査」（2015年法務省矯正局）追跡調査	
①個人票	29
②アンケート	46
(2) 委員会の概要	
①第1回委員会	73
②第2回委員会	93
③第3回委員会	117
④第4回委員会	125



## 平成 28 年度老人保健健康推進等事業概要

- 事業名 刑務所出所者における認知症者の追跡調査と福祉的支援等の課題解決に向けた司法と福祉の試行事業
- 事業実施目的 

日本国内の高齢者・認知症者の増加に伴い、刑務所内および出所者の認知症者も増加していることが想定されるが、その実態はあきらかになっていない。関係機関等の状況から考えると、認知症に対する対策のないままに出所し、認知症を悪化させたり、再犯にいたりしている者も多いのではないかと。

認知症者の出所には、帰住地域の機関と刑務所の連携が必須であるが、その現状や課題が認知症者に関わる人びとに伝わっているとは言い難く、昨年度の事業においても、認知症者の処遇や出所に際してのさまざまな課題が明らかになった。

そのため、本事業では、法務省の刑事施設被収容者における認知症に係る調査の追跡を行政機関の協力の下に行い、認知症を持って出所した高齢者についての出所にかかる課題点を浮き出させることによって課題解決に向けた試行につなげたい。

具体的な支援策の検討のために、高齢受刑者等に対する社会復帰支援指導の実施方法やその効果について検証の場を持ち、より効果的で持続可能性・汎用性の高いモデルにするための意見交換を行いたい。また、刑期まで待つのではなく、認知症が進行して受刑能力がなくなっている重症の認知症受刑者について、刑の執行停止、又は保護観察付仮出所の調整を行い、円滑に医療その後の福祉につなげていきたい。

加えて、市町村における認知症受刑者等の受入れについて関連機関の連携をはかり司法と地方行政のネットワーク支援を構築する等のガイドラインを作成し啓発普及をめざす。

検討委員会においては、それぞれの試行状況の共有と課題の整理等を行い、認知症者の円滑な福祉的支援への移行のための問題提起と政策提言をまとめる。具体的な試行の方向性としては、認知症者の処遇プログラムのあり方、出所から福祉へどうつなぐか、つながらなかった人達の支援のあり方、現制度の有効活用等を見据え取り組んでいく。
- 事業予定期間 2016年5月31日から2017年3月31日
- 事業内容 (予定)
  1. 法務省の刑事施設被収容者における認知症の調査結果を受けての追跡調査の実施
  2. 高齢受刑者等に対する社会復帰支援指導等のあり方に関する成果と課題の検証（刑務所視察と意見交換会の実施：2回）
  3. 認知症者に係る刑の執行停止又は仮釈放に向けた受け皿の確保の調整・試行
  4. 出所する認知症高齢者を受入れるためのガイドライン(手引き)の作成と啓発・普及（明石市）
  5. 検討委員会の開催(4回)

●委員

	氏名	所属等
委員	池田 武俊	大牟田市保健福祉部 調整監
	池田 昌弘	特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター 理事長
	伊豆丸 剛史	長崎県地域生活定着支援センター 所長
	泉 房穂	兵庫県 明石市長・弁護士・社会福祉士
	大塚 俊弘	国立精神・神経医療研究センター 上級専門職
	北岡 賢剛	社会福祉法人 グロー～生きることが光になる～ 理事長
	桑原 行恵	府中刑務所 福祉専門官
	佐々木 薫	社会福祉法人 仙台市社会事業協会 副会長 高齢者総合福祉施設 仙台楽生園ユニットケア施設群 総括施設長
	鈴木 啓文	日本司法支援センター 事務局長
	高橋 誠一	東北福祉大学 総合福祉学部 教授
	太齋 寛	NPO 法人 ちば地域生活支援舎 理事・事務局長
	辻 敏子	長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会 会長 島原市地域包括支援センター所長
	中村 大蔵	社会福祉法人 阪神共同福祉会 理事長
	野沢 和弘	毎日新聞社 論説委員
	松本 一美	和歌山県地域生活定着支援センターま～る 所長
	壬生 隆明	福岡県 直方市長・弁護士
	宮島 渡	社会福祉法人恵仁福祉協会 高齢者総合福祉施設アザ レアン さなだ総合施設長
	望月 裕美	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 地域包括支 援センター部会 副部会長
田島 光浩	社会福祉法人 南高愛隣会 理事長	

50 音順 敬称略

		氏名	所属等
助言者	内閣府	大島 一博	内閣官房 健康・医療戦略室 次長
	法務省・検察関係	松本 裕	法務省大臣官房 秘書課長
		名執 雅子	法務省 官房審議官
		山口 貴亮	最高検察庁 新制度準備室 検事
		茂木 善樹	法務総合研究所 総務企画部 副部長
		羽柴 愛砂	法務省 刑事局 刑事法制企画官
		内田 雅人	法務省 刑事局 局付
		西岡 慎介	法務省 矯正局 矯正医療企画官
		小島まな美	法務省 矯正局 総務課 更生支援室 補佐官
		今福 章二	法務省 保護局 総務課長
		押切 久遠	法務省 保護局 観察課 処遇企画官
		青木 雄師	法務省 保護局 局付
		厚生省関係	宮腰 奏子
	平井 智章		厚生労働省 老健局 総務課 認知症施策推進室 室長補佐
	石川 直人		厚生労働省 老健局 総務課 認知症施策推進室 認知症施策推進係長
	田中健太郎		厚生労働省 社会・援護局 総務課 課長補佐
	大平 眞太郎		厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 相談支援専門官

順不同・敬称略

## 実施スケジュール

### ◆ 第1回検討委員会

日時：2016年8月26日（金）14:00～16:00

場所：航空会館

- 内容：1. 研究概要及び本研究会の趣旨説明  
2. 厚生労働省より本事業の意義について  
3. 今年度事業の概要・進め方等について

### ◆ 第2回検討委員会

日時：2016年11月11日（金）14:00～16:00

場所：航空会館

- 内容：1. 「認知症傾向のある受刑者の概数調査」の追跡調査について  
2. 上記調査結果の実態把握について  
3. 〔報告〕「高齢者を地域で支援していくために必要なこと」  
4. 意見交換

### ◆ 札幌刑務所視察

日時：2016年12月16日（金）10:00～12:00

### ◆ 第3回検討委員会

日時：2017年1月11日（水）13:00～16:40

場所：長崎刑務所

内容：長崎刑務所視察

1. 社会復帰支援指導について

-札幌刑務所、長崎刑務所見学を踏まえて-

2. 「認知症傾向のある受刑者の概数調査」の追跡調査（アンケート）について

### ◆ 第4回検討委員会

日時：2017年3月10日（金）14:00～17:00

場所：航空会館

- 内容：1. 地域の受入れ支援体制（調整・受入れ促進等）について  
2. 今年度のまとめの報告  
3. 提言（問題提起）案の報告と協議

# 「刑務所出所者における認知症者についての検討委員会」

## 2016 年度まとめ

### I. はじめに

「刑務所出所者における認知症者についての検討委員会」（以下、「本委員会」）は、平成 28 年度老人保健健康増進等事業「刑務所出所者における認知症者の追跡調査と福祉的支援等の課題解決に向けた司法と福祉の試行事業」（以下、「本事業」）として実施したものである。「本事業」および「本委員会」は、平成 27 年度老人保健健康増進等事業「刑務所出所者における認知症者の実態調査と課題の検討」（以下、「昨年度事業」）の成果を受け、これをさらに深めるものとして位置づけている。

「昨年度事業」では、刑務所内の認知症者等高齢者が出所後の手立てのないまま出所し、出所後の生活に困難が伴ったり、再犯につながったりする状況が生まれているのではないかと、という問題意識に基づき、刑務所出所者における認知症者について実態を調査し、課題点を共有し、解決策を探った。刑務所内において、認知症あるいは認知症の疑いと診断されている者と、認知症傾向にあると推計される人数に大きな開きがあることが明らかになった「認知症傾向のある受刑者の概数調査」（2015 年法務省矯正局）等を元に 3 回の委員会を開催し、今後、増加するであろう認知症傾向にある受刑者が出所する際に必要な対策として、以下のような項目が重要であるという結論になった。

（詳細は厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000101891.html>）

- ①福祉サービスの仕組みを伝える。
  - i) 刑務官への周知
  - ii) 受刑者への周知
  - iii) 刑事施設外処遇（刑事収容施設および被収容者等の処遇に関する法律）の活用
  - iv) 法的な諸問題への気づき
- ②刑務所と受入れ施設を「つなぐ」方法について
  - i) ゲートキーパーとしての行政の役割強化
  - ii) 受け入れ先につなぐための「一時的な場所（ハード）」を増やすための仕組み
  - iii) 援護（措置）の実施責任の明確化
  - iv) 権利擁護の担い手確保
  - v) インセンティブの措置の必要性
- ③つながる先を増やすための仕組み（積み残し）
  - i) 受け入れた場合のインセンティブの必要性
  - ii) 受け入れやすさの担保

今年度は、上記を踏まえ、「認知症傾向のある受刑者」の追跡調査を進め、調査結果をもとに検討委員会を行った。昨年度の積み残しとなった、つながる先を増やすための仕組みについて、また、刑務所における社会復帰支援指導、刑務所から社会へのつなぎ方等について検討を重ねた。以下に「今年度事業」の報告を行う。

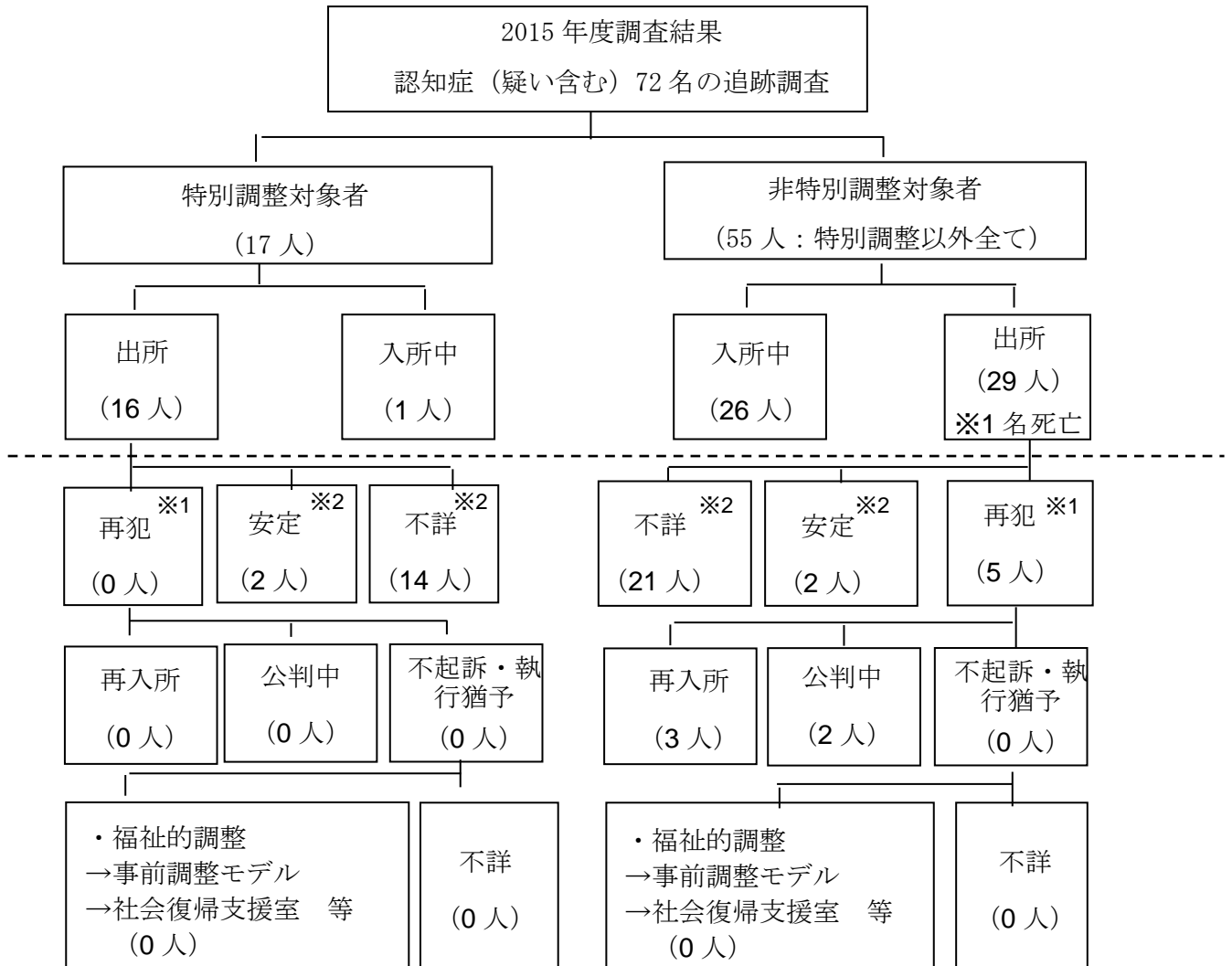
## Ⅱ. 今年度事業のまとめ

### 1. 刑務所出所者における認知症傾向のある受刑者について

#### (1) 「認知症傾向のある受刑者の概数調査」(2015年法務省矯正局)の追跡調査について

2015年に法務省矯正局が実施した「認知症傾向のある受刑者の概数調査」(以下、「2015年調査」という)において、認知症傾向があるとされた72名について、2016年7月31日時点での状況について、法務省の協力を得て、追跡した(以下、「2016年調査」という)。結果は次のとおりである。

この結果を元に、更に調査をすすめた。



※1 再犯については「検察官に送致された者」を計上した。(ただし、軽微な交通切符事件等を除く。)

※2 出所した特別調整対象者16人のうち2人及び非特別調整対象者29人のうち2人については、平成28年7月31日時点で「安定」した状態にあったことを保護観察所が確認した。

また、出所した特別調整対象者16人のうち14人については、同日時点の生活状況は「不詳」だったが、14人全員について、同日より以前に保護観察所が確認できた最後の時点では、福祉施設に入所するなど「安定」した状況にあった。

さらに、出所した非特別調整対象者29人のうち21人については、同日時点の生活状況は「不詳」だったが、21人中9人については、同日より以前に保護観察所が確認できた最後の時点では、家族と同居するなど「安定」した状況にあった。



## (2) 「2015年調査」において、認知症傾向があるとされた72人についての分析

「2015年調査」において認知症傾向があるとされた72人の個人票データを分析した。そのうち、「2016年調査」において既に出所した45人から死亡した1人を除く44名について、以下の結果を得た。

すなわち、出所者16人中全員が再犯することなく安定していたのに対し、特別調整にならなかったグループは、再犯者が5人、生活状況がわからない者が12人に上り、問題が認められた者が6割を超えていた。

また、特別調整になったグループは、ならなかったグループに比べ、長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R点数)が低く、帰住先が施設系で、満期釈放が多い等の違いがみられた。

表1. 出所した44人について、特別調整G Pと非特別調整G Pにおける出所後の再犯状況

出所者	特別調整グループ	非特別調整グループ	合計
再犯	0人	5人	5人
安定	16人	11人	27人
不詳	0人	12人	12人
合計	16人	28人	44人

※本まとめでの定義を以下のとおりとする。

「再犯」：再入所であることおよび、公判中であること

「安定」：2016年7月31日時点で福祉施設に入所するなど「安定」した状態であったことおよび、同日以前に保護観察所が確認できた最後の時点(保護観察終了時)に、「安定」した状態であったこと

HDS-R点数において、特別調整グループは、中程度認知症が最多、非特別調整グループは軽度認知症が最多。特別調整グループに属する者の平均点数は、非特別調整グループに属する者と比べて低だけでなく、高度・やや高度・中程度認知症が多く、軽度が少ない。

表2. 「改訂 長谷川式簡易知能評価スケール HDS-R 点数結果」

改訂 長谷川式簡易知能評価 スケール (HDS-R) 点数	特別調整		非特別調整		全体	
	人数	%	人数	%	人数	%
平均スコア (標準偏差)	12.25 (4.71)		16.89 (4.20)		15.20 (4.89)	
4点以下 高度認知症	1人	6.3%	1人	3.6%	2人	4.5%
5～10点 やや高度	4人	25.0%	2人	7.1%	6人	13.6%
11～15点 中等度認知症	7人	43.8%	5人	17.9%	12人	27.3%
16～20点 軽度認知症	4人	25.0%	20人	71.4%	24人	54.5%
21～24点 認知症前段階疑い	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
25点以上 認知症疑い低い	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
合計	16人		28人		44人	

この結果は、別紙「認知症傾向のある受刑者・出所者に関するアンケート調査結果」にあるように、処遇部門刑務官が認知症ではないかと疑った受刑者には、特別調整に属する者が多かった。

HDS-Rはスクリーニングのための検査であり、II-1-(4)-③で述べるように、本検査に該

当しても認知症および認知症の疑いの可能性が低い場合もあるところ、より点数が高い者については、刑務官が認知症等を疑いまたは気づいており、特別調整にもつながっていることがわかる。したがって、刑事施設では、HDS-R 等の検査の実施や社会福祉士等の調査に加えて、受刑者の日々の生活を観察している処遇部門の刑務官が、受刑者の認知症等の症状に早期に気づき、その情報を社会福祉士等と共有することや、特別調整につながるものがひいては出所後の安定した地域生活に大きく影響してくるものとする。

### (3) 刑務官等へのアンケート調査結果について

「2015年調査」で、認知症傾向があるとされた72人について、以下のアンケートを行った。

- ①：72人それぞれの処遇部門刑務官による回答のまとめ、
- ②：①の72名の中で、「2016年調査」においてすでに出所した44人のうち、
  - (i) 特別調整になった16人について、福祉専門職と分類刑務官による回答のまとめ、
  - (ii) 特別調整にならなかった28人について、福祉専門職と分類刑務官による回答のまとめ

#### ① 「2015年調査」において、認知症傾向があるとされた72人、それぞれの処遇部門刑務官に対するアンケート結果について

対象者の認知症を疑ったことがある者が29人(40%)、疑ったことがない者35人(49%)、8人(11%)が既に認知症等診断済み(母数72人)であった。但し、認知症と疑ったことはないと答えた者も含め、現場では処遇上のさまざまな課題(問題)があるとする者が多数であった。

また、「2016年調査」において既に出所していた44人の中に、処遇部門刑務官が認知症を疑っていたが特別調整とならなかった者が8人いた。理由は、「対象者の同意が得られなかった」「帰住先があった」がほとんどであった。ここは今後の大きな課題点だと考える。加えて、特別調整の有無に関わらず、出所者44人中、半数の22人に対して認知症を疑ったことがないという回答を得た。内訳は、表3のとおりである。

表3. 特別調整 GP と非特別調整 GP に係る認知症を疑った事の有無について

認知症を疑った事が	ある	ない	認知症 診断済み	その他	合計
特別調整グループ	9	4	3	0	16人
非特別調整グループ	8	18	0	2	28人
合計	17	22	3	2	44人
※その他＝寝たきり意思疎通不可能1名 / 統合失調症との区別が困難1名					

#### ② 「2016年調査」において、既に出所していた44人について、それぞれの福祉専門職および分類刑務官に対するアンケート結果

(i) 特別調整になった16人の福祉専門職と分類刑務官による回答

刑務官が認知症傾向を疑った者は、表3のとおり、特に特別調整グループに目立ち、刑務官の気づきと概ね合致した。実際、特に刑務官は毎日の処遇・指導の中で、認知症傾向症状の受刑者のために苦心し、制度的な取り組みが困難な中で個別的な対応を取り、

特別調整対象者・候補者に対して、一層の注意を払い、例外的・特別な扱いをしている。アンケート回答から、認知症への気付きも含めて、刑務官は、一職員としての個人の力量・裁量によるところが大きく、個別的に対処していると思われた。

(ii) 特別調整にならなかった 28 人の福祉専門職と分類刑務官による回答

これら 28 人は、HDS-R の得点により認知症傾向にあるとされ、そのうちの 8 人については、日常生活状況等から刑務官または社会福祉士等もそれを疑っていたが、特別調整の要件を充たしていなかったあるいは本人の不同意等のため、特別調整にはならなかった。

特別調整については、本人同意が必要なため、認知症傾向のある非特別調整対象者に対しては、社会復帰支援指導等の中で福祉的支援の有効性を分かりやすく丁寧に示し理解してもらえるようなアプローチが今後重要になってくると思われる。

28 人について特別調整の候補者に検討されなかった理由等は次のとおりである。

表 4. 特別調整「候補者」に検討されなかった理由について

問4	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
要件1～4を満たしていなかった	23	20	43
時間的余裕がなかった	0	0	0
その他	5	7	12
回答合計	28	27	55

その他 記述回答

福祉専門職（空白一件）

- ・ 本人がどうしても希望しなかった
- ・ 本人が寝たきりの状態で同意が得られなかった（医療機関へ帰住）
- ・ 特別調整について理解できない。認知症等により判断能力がないと考えた
- ・ 妻を引受人として設定し環境調整中であったため
- ・ 記憶があいまいでよく憶えていない
- ・ 更生保護施設への帰住が決まったから

分類担当刑務官

- ・ 内妻の元に帰住すると述べたため
- ・ 意思疎通が困難であり同意が得られなかった
- ・ 特別調整の制度を理解できず、同意も得られなかったため
- ・ 妻を引受人として設定、環境調整中であったため
- ・ 更生保護施設への帰住が決定した
- ・ 要件を満たしていなかった
- ・ 仮釈放対象

- ◇ 要件 1＝「高齢（おおむね 65 歳以上）であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること」
- ◇ 要件 2＝「釈放後の住居がないこと」
- ◇ 要件 3＝「高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する

る機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること」

◇ 要件 4＝「円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること」

表 5. 要件 1～4 を満たしていなかった内訳：

問 4 ①	要件 1	要件 2	要件 3	要件 4	回答合計
福祉専門職	1	12	6	4	23
分類担当刑務官	0	10	6	4	20
回答合計	1	22	12	8	43

※ 認知症傾向があっても釈放後の住居があるため、特別調整の要件を充たさないケースが多い。

要件1～4以外に「対象者の同意」の問題がある。本人が特別調整に同意しない理由は何なのか、その中身を吸い上げたアンケートの結果が表6である。ばらつきはあるが、共通項として、本人の理解・認識の問題と自宅への思いが大きい。

表 6. 対象者の同意が得られなかったのは何故か(複数回答)

問8	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
福祉に対する拒否感がある	2	2	4
会話が成立しない	1	0	1
説明を記憶できない(何度も説明が必要)	1	0	1
絵や文字を理解できない	0	0	0
福祉や特別調整の意味が理解できない	2	0	2
その他	3	5	8
回答合計	9	7	16

その他 記述回答

福祉専門職

- ・ 本人自身が困っている事に気付きにくい、発信できない
- ・ 親族に連絡を取る事を拒否した
- ・ 自宅へ帰住するという意思が強かった(親族は受け入れ拒否)

刑務官

- ・ 本人の現状を本人自身が十分に理解していない
- ・ 帰住希望地が二転三転した
- ・ 自分は大丈夫だと思いこんでいる
- ・ 親族に連絡を取る事を拒否
- ・ 自宅に帰りたい意思が強かった

#### (4) 当事者への聞き取り調査結果について

2016 年調査において、以下の要件に該当する 2 名 (A・B) の対象者へ聞き取り調査を行

った。

要件①：再入所に至った者

要件②：前刑出所時に「特別調整」でなかった者

なお、併せて該当する2名(A・B)の対象者が再入所する前に服役していた刑務所刑務官へも聞き取り調査を行った。

### ①対象者の基本情報

A：80代男性 HDS-R：20点 CAPAS：33 矯正施設入所回数：16回

B：70代男性 HDS-R：13点 CAPAS：23 矯正施設入所回数：5回

### ②聞き取り調査の概要

A・BともにHDS-R：20点以下で「認知症および認知症疑い」のある再入所者としてピックアップされていたが、聞き取り調査からはA・Bともに「認知症および認知症疑いの可能性は極めて低い」といった印象を受けた。

以下にその理由を示す。

#### (i) 対象者Aについて：

予想以上に難聴が重度であった為、20～30cmの至近距離から大声で聞き取りを行ったが、ほとんど会話が成立しなかった(聞こえていない)。そのため、筆談でも会話を試みたものの、単語そのものの意味は理解出来ているようだが、会話として単語が並んだ際の理解力に乏しいため、筆談での会話も困難を極めた。

また、会話が一度脱線すると修正が難しく、質問内容と違う回答やAが好きなことだけを笑顔で延々と話し続けるような場面も見られた。

これらのことから、対象者Aに関しては「認知症および認知症疑い」というよりも、「もともと軽度知的障がいがある重度の難聴者」との印象を強くした。

#### (ii) 対象者Bについて：

理解力が高く、会話も円滑で意思表示も明瞭であり、「認知症および認知症疑い」であるということはまったく感じなかった。

だが、戦後、家計を助けるために農業に従事し就学しなかったことで、極端に学力が低いことや、テストや数字、漢字そのものを見ることに拒否感(劣等感)が強いことなどが影響し、HDS-Rの数値となって表れているような印象を受けた。

### ③聞き取り調査から見てきた課題

#### (i)

社会的不利・困難といった受刑者が抱える「生きづらさをキャッチする」という観点から見ると、HDS-Rその他の知能検査を併せて実施し、数値として視覚化することは有効である。

一方、上記A・B聞き取り調査から、HDS-Rの結果だけで「認知症および認知症疑い」と判断することは、逆に受刑者が抱える真のニーズや課題を見落とし、ニーズに届かない曖昧な支援に留まってしまう危険性がある。

つまり、「認知症および認知症疑い」か否かといったことよりも、「生きづらさをキャッチする」という観点からHDS-R等を実施し、その上で、数値が低い受刑者に対して「生きづらさの障壁となっているものが何か」を明らかにしてくための個別面接を実施

する。その結果、その障壁が「認知症からなのか」「知的障がいからなのか」「未就学が影響しているのか」等といった障壁が明らかとなり、特別調整等を含めたより効果的な福祉的支援が可能となる。

(ii)

今回のアンケート調査において、「同意が得られない」「福祉支援を拒否する」からといった理由で「特別調整」に選定されなかった受刑者が複数いたが、上記 A・B の対象者への聞き取り調査をふまえると、「同意の説明」「福祉支援の説明」の際に、対象者の社会的不利・困難といった受刑者が抱える「生きづらさ」にどれほど配慮して、説明がなされていたかは精査する必要があるのではないかと思われる。

(iii)

A の足取りは、前刑満期出所時、刑務所で「保護カード」「被援護者旅客運賃割引証」を受け取り、地元に戻るために刑務所最寄りの駅まで刑務官に「乗車保護」をしてもらい、そこからは地元まで数百キロを新幹線にて単身で移動し、最終的に保護観察所で更生緊急保護を申し出、その後、保護観察官と一緒に市役所に生活保護申請に出向いたが、何らかの事情で生活保護を受け付けてもらえず、数ヶ所の保護観察所や福祉事務所を回り、一時的にホームレスとなったのちに、生活保護の受給に至り、アパートのような寮で生活していたようだ。A の認知レベルでもこれだけの数の保護観察所と自治体（福祉事務所）の生活保護課を渡り歩く力（経験則）があるのかと驚くと同時に、以下の課題点に気付く。

- a. 保護観察所（更生緊急保護）と自治体（福祉事務所）の生活保護課（生活保護）で、「更生緊急保護を優先してから」「まず生活保護課へ」といった緩い押し付け合いが生じているのではないか。
- b. A のような認知レベルの対象者であっても、「保護観察所」や「生活保護課」を出所後の駆け込み寺として認識している。逆にいえば、これだけ吸引力の高い「保護観察所」や「生活保護課」は、ワンストップの窓口が一番適しているのではないか。
- c. A のような認知レベル・介護レベルの対象者が、生活保護以外のサービスをなぜ受けていなかったのか。「生活保護をただ受給しているだけ」「更生緊急保護をただ受けているだけ」の状態に陥っていて、福祉的ケアへの繋がりがなされていなかったのではないか。

A 氏の状況について保護局より補足説明（第 4 回検討委員会）

- ・ 複数の保護観察所に更生緊急保護の申出をされている。
- ・ A 氏の申出⇒親族の所に行くのに旅費が欲しい、衣服が欲しい。
- ・ 最初に対応した保護観察官が社会福祉士の資格を持っていたため、本人の希望は旅費と衣類だが、福祉施設につなぐ必要があると考え、市役所に同行して生活保護の申請をした。ところが、手続に入る直前で本人が「やっぱり親族の世話になる」と言って、帰ってしまった。このように、今回の事案では本まとめ II-1-(4)-③-(iii)-a に記載されているような市役所と保護観察所が押し付け合ったケースではないようである。
- ・ ただ、この事案で最初に対応した保護観察官のように、社会福祉士の資格を持っている職員は多くなく、今後、保護観察所に更に専門性の高い職員を配置できれば、一層適切な対応につなげられたのではないかと感じたケースだった。

## 2. 社会復帰支援指導について

試行庁である「札幌刑務所」と2011年に全国で初めて社会復帰支援指導が取り入れられた「長崎刑務所」の2庁を視察した。

札幌刑務所における社会復帰支援指導においては、テキストがマニュアル化されていることや、参加メンバーが少人数で1クールごとに固定化されていることで、受講者を氏名で呼び合うなど、家族的な雰囲気を受講者からの質問が出やすい取り組みが印象的であった。また、長崎刑務所においては、社会復帰支援指導を支えるための民間の講師等を含めた「社会復帰支援指導協議会」があることで、刑務所と民間とが意見交換を重ねながら一体的に取り組んできた経過など、札幌刑務所・長崎刑務所両庁それぞれに、今後の発展に資するような特徴的な取り組みがなされていることが印象的であった。

ただし、現在のプログラムは高齢者や障がい者等を対象としたものになっており、広く一般的な内容が中心になっているために、対象者によっては理解が難しい場合もあると思われる。この点、上記「④当事者への聞き取り調査結果について」に記したとおり、単にHDS-Rの結果だけをとってみても、その検査結果が低い要因は「認知症なのか」「知的障がいなのか」「未就学が影響しているのか」等、単一ではない。したがって、「何を伝えるか」よりも「どう理解してもらうか」に主眼を置き、認知症者を対象に絞ったプログラムを作成・実施することや、対象受講者の属性（生きづらさの障壁）毎にグルーピングを行い、その属性に合わせたプログラムを実施していくことがより効果的と思われる。

## 3. 地域の受入れ支援体制について

「検討委員会」において、地域社会でも順番待ちが生じているような状況の中、出所者を受け入れることに積極的になる福祉事業所は多くはないという意見や、施設職員や地域住民との関係上、消極的にならざるを得ないという意見がでた。また、福祉事業所は司法との連携に慣れておらず、アセスメントに時間がかかることがある等、不十分なまま受け入れざるを得なくなる等、円滑な受入のための課題も多いという意見が多かった。一方、「出所者である」ということへの抵抗は時間が解決するという意見や、実際に情報があれば受け入れる福祉事業所はあるはずという意見も出た。

## 4. 明石市での取り組みについて

2016年度に更生支援に関する取組として、下記のとおりモデル事業を実施した。その結果は、「明石市の更生支援に関する取組報告」として取りまとめた。

- ①更生支援ネットワーク会議：明石市内外の司法、福祉、行政機関や民間団体26団体が集まり、更生支援に関するそれぞれの役割について情報交換を実施した。
- ②更生支援コーディネートモデル事業：主に認知症あるいは知的障がいの傾向のある被疑者、被告人を中心として、試行的に福祉的支援の調整を行った。
- ③あかし更生保護フェア：市民向けにフォーラムとミニ矯正展を行った。

以上





# 課題に対する提言



# 「刑務所出所者における認知症者についての検討委員会」

## 課題に対する提言(問題提起)

### 1. 受刑中の課題

#### 〔明らかになった課題〕

アンケートやインタビュー調査等から、刑務官が認知症等に気付くことができた受刑者は、適切な支援につながる可能性が高い一方で、認知症への気付きについて、刑務官個人の人によるところが大きい様子が明らかになった。

また、社会復帰支援指導については、法務省の取り組みが始まっているが、厚生労働省が積み重ねてきている、高齢者対策、認知症対策の知恵が十分に活かされておらず、効果的な指導するにはまだ改善点があるということが明らかになった。

これらをふまえ、今後増加を続けるであろう高齢受刑者、特に認知症者への対応については、以下の3点が必要である。

#### (1) 認知症への気付き(福祉の積極的な介入)

2016年度事業のまとめⅡ-1-(2)で述べたとおり、刑事施設では、HDS-R等の検査の実施や社会福祉士等による調査に加えて、受刑者の日々の生活を観察している処遇部門の刑務官が、受刑者の認知症等の症状に早期に気づき、その情報を社会福祉士等と共有することや、特別調整対象者になることが、ひいては出所後の安定した地域生活につながりやすいことを示唆している。

一方、出所者44人の中で特別調整の対象者にならなかった28人のうち、18人に対しては、刑務官は処遇上の困り感を抱えながらもその原因が認知症等にあるかもしれないという可能性に気付いていない。非特別調整対象者は、特別調整対象者よりHDS-R点数が低い傾向があり、実際の処遇現場でも、認知症を疑わせる症状が特別調整対象者に比べ少なかったと思われる。

従って、矯正施設の中に認知症に関するノウハウの提供や更なる福祉的な関与・アプローチ等が必要である。具体的には、2005年から実施され、全国に840万人以上の受講実績がある「認知症サポーター養成講座」等を刑務官が受講するなど、法務省の自助努力のみではなく、厚生労働省が実施しすでに効果をあげているものも取り入れ、刑務官の認知症への理解を促進する取り組みが今後必要不可欠だと考える。

また、認知症への気付きを刑務官のみにゆだねるのではなく、外部の手を借りるような取組みも必要である。

上記のような高齢受刑者に係る福祉的な取り組みが、特別調整とその後の地域での福祉的支援につながり、ひいてはそれが現場の刑務官や福祉専門職の負担軽減を可能にするものとする。

以上より、高齢福祉行政による司法分野へのマンパワーの派遣等の体制整備、または司法行政による認知症に係るマンパワー導入等に係る取り組みが急務であるとする。

#### (2) 認知症傾向が疑われながらも特別調整にならない者への支援のあり方(つなぐ手法)

非特別調整の出所者には、認知症が疑われながらも「帰住先がある」ことで特別調整の要件を満たさなかったケースがある。しかし、「帰住先がある」という理由だけで、認知症が疑われるにも関わらず、福祉的支援につながらないということは、本人の円滑な社会復帰を考えた時、解決しなければならない課題を含んでいる。

「帰住先がある」として戻る場所は、多くの場合、元（または類似）の環境である。認知症が疑われるにも関わらず、福祉的な関与のないまま、罪を犯した環境に再び戻るということは、受刑前に抱えていた生活上の困難が継続し、その困難にともなう再犯の可能性も高いと思われる。そのため、「帰住先がある」者についても福祉的支援が必要である者がいるという視点が重要である。

帰住先の有無を問わず、出所後に福祉的支援が必要となる人がいることが明らかになったことから、刑事司法制度を一部改正し、満期釈放後も更生保護施設等が関与できる期間や内容を充実化することも視野に入れるべきである。現在も、更生緊急保護制度等によって関与することもできることから、この内容を充実強化し、保護観察所等がより長期間、より手厚く出所者に関わることを可能とすることも求められる。

また、「帰住先がある」障がい者・高齢者について、「一般調整」の仕組みを弾力的に活用することも短期的にはあり得るかもしれない。ただし、これは一時的な対応であって、本来的には、地域の一般的な福祉の中で、犯歴を問わず伴走支援ができる仕組みが確立されなければならない。

また福祉的支援も入所施設のような手厚い支援から在宅（自宅）での支援まで、幅広い種類があるということの共通認識が必要である。

### (3) 社会復帰支援指導の充実（つなぐ強化策）

特別調整と帰住先がある受刑者の一般調整を円滑かつ効果的に進めていくためには、「本人の福祉に対する正確な理解」「福祉的支援を受けながらの地域生活のイメージ」が重要である。

これは、委員会での議論の際に複数紹介された、本人が「福祉＝施し」や「福祉＝不自由」というようなイメージを持っていると、福祉的支援自体を拒否することがあるという状況を改善するためである。委員会では、最初は拒否していても、自分に必要な支援が提供されることがわかると受け入れることができた事例も多々報告された。そのため、社会復帰支援指導をとおして、福祉的支援について具体的な理解を得ることが求められる。そのために、以下の施策が必要である。

- ① 高齢者および認知症者に対する施策については、厚生労働省の全面的な協力を得る。
- ② 全国の刑務所で統一して使用する講座資料（テキスト・指導要領等）を作成する。
- ③ 講座資料は、動画やパワーポイント等を活用して、わかりやすい工夫をする。また、出所後の福祉的支援を受けながらの地域生活をイメージしやすいように具体的なものにする。
- ④ 講座は少人数で行う。対象者については、今年度事業まとめ「社会復帰支援指導について」に記載の通り、対象者の社会的不利・困難といった受刑者が抱える「生きづらさ」に配慮されたグルーピングを行う。

⑤ 講座の実施にあたっては福祉的な雰囲気づくりに努め、「生きがいつくり」を意識する。

⑥ 講座講師と刑務所職員との情報共有を積極的に行う。

これらを行うためには、刑務所に配置されている福祉専門職の役割・責任の拡大と並行して、①で述べたように、地域のマンパワーの積極的な導入とそれを維持・向上させていく為の仕組みや制度的な支えが必要不可欠である。

また、出所後の体力維持や、コミュニケーション力の強化のため、体力維持や SST 等を用いたプログラムは繰り返し実施する必要がある。

## 2. 地域での支援体制(調整・受け入れ体制)に必要なこと

### [明らかになった課題]

検討委員会等において、刑務所から急に来るのは難しいのではないかと、福祉の利用はアセスメントが必須であるがその時間がない、心身の状況もわからない出所者を受け入れるのは勇気がいる、犯罪行動があつて認知症を発症していると一般の福祉事業所は受け入れにくい等、高齢受刑者、特に認知症者を地域で受け入れるには、社会状況、実際の情報量等課題があるという意見が多数あつた。また、受刑中に住民票が職権消除されることに伴い、出所後の福祉サービス利用が困難になるという事例も報告された。

これらをふまえ、今後増加を続けるであろう高齢の出所者、特に認知症者への対応については、以下の5点が必要である。

### (1) 援護の実施責任の明確化

高齢受刑者の場合、長期に渡る受刑生活や頻繁に社会と刑務所を行き来しているために、住民票が職権消除されている者や、身寄りや居住地もない者も少なくない。

そのような居住地を有していないか明らかでないような受刑者が、出所後、施設入所等する場合、障害者総合支援法においては「逮捕地の市町村」を援護の実施主体とする取扱いが明文化されているが、老人福祉法や介護保険法等では同様の取扱いが明文化されていないことから、養護老人ホーム等へ施設入所する際に援護の実施市町村が確定しないことや(市町村間で援護の押し付け合い)、市町村間での協議に相当の時間を要してしまうことなど、円滑に施設入所等できない等の事態が生じている。

この点について、責任の所在を明確にすることによって、例えば、老人福祉法に基づく措置を行い、その上で介護認定を受ける等の対応を円滑に行うことが可能になるのではないかと。

以上より、高齢福祉サービスにおいても、障害者総合支援法と同様に「逮捕地の市町村」との明文化が必要である。

さらに、養護老人ホーム等への措置控えが生じている可能性をふまえると、市町村の措置に対するなんらかの手当がつくようになれば、円滑な施設入所等につながるのではないかと考える。

また、住民票の職権消除については、受刑が確定した段階で、本人に住民票の対応(刑務所に移す等)を確認し、本人の判断が困難な場合には、これを消除するのではなく職権で移動させる等、刑罰を受けることによって出所後の生活に不利益が生じることのないよう、配慮が必要である。

## (2) ワンストップ窓口の設定

今回の聞き取り調査からは、「出所した時点から寄り添っていく伴走者がいなければ、一人では社会資源に繋がらない高齢受刑者がいる」といった切実な現場（刑務所）の声が聞かれた。

現状、その伴走的支援は、地域生活定着支援センターによる特別調整および一般調整が主たるところではあるが、その事業規模や職員体制等は依然として脆弱である。

一方で、今後は、検察庁等が取り組んでいる入口支援の件数が増加し、高齢被疑者等についての調整が増える可能性が高い。

これらをふまえると、地域生活定着支援センター以外にも、伴走的支援が可能な仕組みの強化が求められる。

同時に、さまざまな理由から特別調整および一般調整の対象者とならない受刑者等も少なくないことから、受刑者が広く出所後の駆け込み寺として認識し、その窓口へも比較的容易にたどり着きやすい自治体（福祉事務所）の「生活保護課」等にワンストップの機能を集約することによって、特別調整等の対象にならなかった出所者についても、そこですくい上げることもできると考える。

具体的には、障がい・高齢・生活困窮者支援等、各種の福祉サービスを担う社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉専門職、法的ニーズに対応するための弁護士、司法書士等の実働的な人材を「生活保護課」等に配置またはこれらの人材と連動することによって、対象者の種々のニーズに対応可能なワンストップ窓口を実現することができるものと思われる。

また、「生活保護課」等を強化するような「ワンストップ窓口」で、経済的困窮で生活保護の受給を希望する方以外にも福祉的支援を要する対象者をキャッチしやすいように、たとえば、出所時に本人へ提供される「保護カード」に HDS-R やその他の知能検査の結果も記載されるなど、何らかのフラッグ（見落とさないための必要最小限の情報）の検討も必要と思われる。

また、保護カードを保護観察所だけでなく、生活保護課でも提示（本人概要資料として）できるようにし、HDS-R やその他の知能検査の結果を組織横断的に共有出来るような弾力的運用の検討も併せて必要と思われる。

## (3) 中間施設の必要性

高齢受刑者の中には、長期に渡り受刑生活をしてきた方や、頻繁に社会と刑務所を行き来していた方も多し。そのような方がたが出所後の生活を組み立てるには、介護認定等の制度上の手立てや、心理面の準備、具体的にどのような福祉施設があるのか、どのような暮らし方ができるのかを知る期間が必要である。この点、受刑中から取り組むことが望ましいが、すべての方が受刑中に準備を整えるには、地理的な状況等から困難である場合も多いと思われる。そのため、更生保護施設のような場所で、アセスメント期間をとることが必要になる。

更生保護施設の性格上、そして高齢受刑者の増加傾向から、現在の更生保護施設がこれを担うのは困難である。したがって、高齢受刑者、特に認知症が疑われる方を主たる対象とした中間施設が必要である。さらに、救急病院のような、本人の属性にか

かわらず困難を伴う人を受け入れるというような施設を各県に設置することや、養護老人ホームと救護施設等を柔軟な仕組みで活用し、より円滑な利用につなげる等、さまざまな角度から検討する必要がある。

#### (4) 受入れに伴う加算の必要性

高齢受刑者、中でも長期受刑者や頻繁に社会と刑務所を行き来している受刑者は、本人が持つ社会資源がきわめて脆弱な場合が多い。また、犯罪行動等、地域生活に困難をともなうような課題があることも多い。そのような方の地域生活を支えるには、中心となる受入れ事業所が、地域をまきこんだ支援体制を構築していく必要がある。

一方、現在の日本の高齢者の状況を鑑みれば、より丁寧な支援体制を構築しなければならない方を積極的に、あるいは優先的に（出所日は決まっていることから優先を求める場面も出てくる）受け入れることを期待するのは困難である。しかし、受刑者の高齢化率が日本社会の高齢化率を大きく上回っており、そのほとんどがいずれ社会に戻ることを考えれば、受け入れ先を増やすことは必須である。

この点、受け入れ先を増やすためには、受刑者の受入れにあたって、一般の方の受入れと比べて、事前のアセスメントや情報収集の際に、普段やりとりの少ない矯正施設との調整等に時間を要することや、事前のアセスメントや情報共有が不十分なままに受け入れることになる場合もあること、また、支援自体にもさまざまな困難がともなう時期があること、さらに、施設職員に対して、罪を犯した高齢者・認知症者の特性や効果的な支援方法など、専門性の強化を図るための研修等も必要になること等への配慮が必要である。

以上より、「地域生活移行個別支援特別加算」と同様の、高齢受刑者、特に認知症者を受け入れた福祉施設に対する加算の仕組みの構築が急務である。

#### (5) 受け入れやすさの担保

先にも述べてきたように、高齢、特に認知症の出所者を受け入れるには、さまざまな困難がともなうことが多く、受入れ事業所としては不安を抱えることになる。その不安感を軽減するためには、以下のような対応が必要である。

##### ① 情報公開・情報共有

疾病治療の状況や診断書、看護サマリー等を含めた医療情報、アセスメントシート、生活記録等については、出所後の生活に影響が大きいと、共有が必要である。また、健康維持のためのプログラム等の受講の有無や、進行具合等、受刑中の処遇情報の共有も必要である。

##### ② フォローアップ体制

受入れ事業所が単体で不安を抱え込む状況を生まないように、指針としての「認知症ケアパス（刑務所版）」のような、全体像を踏まえて誰に助言を求めることが適切なかがわかるようなものが必要である。その上で、フォローアップの仕組みの構築が求められる。

### 3. 刑務所に入れないための支援

検討委員会において、「認知症者が刑務所にいる意味はあるのか」「刑務所の目的はなにか、

認知症者をどういう存在として処遇を行うのか」等、根本的な疑問や意見が多数出た。

また、事業のインタビュー、個人票の分析をとおしても、「この人はなぜ刑務所にいるのか」という事例が散見された。例えば、インタビュー対象者 A のように重度の難聴で、20～30 cmの至近距離からでもほとんど会話が成立せず、言葉の理解力も低いために筆談もままならないようなケースである。A はどのように複数回の取調べを受け、裁判を受けてきたのか。また、刑務官への聞き取りにおいても「この人達には、刑事罰よりも何か別のことが、リハビリとか施設に入る必要があるのではないかと思うことは多々ある」という言葉がみられた。刑務所は受入れを拒否することのできない施設であるため、処遇現場での苦慮は多々あるものと思われる。

さらに、「認知症で心神喪失状態にある」という理由で公訴棄却となった事案もあり、そのような状態の人について、捜査機関の気づきが課題という意見があった。さらに、そもそも法曹三者の養成にあたって、福祉的視点が欠けているのではないかとの問題意識から、福祉施設へのインターンシップ制度等が必要であるとの意見もあった。

以上を踏まえると、認知症や障がい等がある者が、刑務所にいることで症状を悪化させていたり、その対応に刑務官が追われたりしている状況を考えれば、刑務所は何のためにあるのか、そこに至る過程に何か課題はないのかと考えざるをえない。現在、法制審議会において少年法における「少年」の上限年齢の引下げや、犯罪者処遇を充実させるための刑事法の整備について審議が行われることになったようであるが、刑罰に関する議論は、刑務所における高齢受刑者の処遇や、そもそも刑罰よりも福祉支援が適当とも考えられるような高齢犯罪者への対応など、高齢犯罪者等についても密接に関連するものであることから、今一度、司法関係者だけでなく、地域の福祉関係者も含めて議論する必要があるのではないか。

以上



# 資料



「認知症傾向のある受刑者の概数調査」  
(2015 年法務省矯正局)の追跡調査



## 資料編：個人票データ分析結果

二つのグループにおいて傾向を探った。一つ目のグループ A は、認知症傾向とされた受刑者 72 人のうち、出所した 44 人（死亡 1 名除く）についてである。この 44 人については、特別調整グループと非特別調整グループに分けて傾向を探った。二つ目のグループ B は認知症傾向とされた受刑者 72 人全体から出所した 45 人（うち一人死亡）を除く在所中の 27 人について福祉的措置の対象になる予定の者と、そうでない者についての傾向を探った。母集団と本分析の標本との関係は下の通りである。

### 母集団と本分析の標本との関係

- ◆ 9、710 人 2015 年 6 月 1 日現在 60 歳以上の全刑務所受刑者（矯正局調査）【母集団】
- ◆ 1、273 人 認知症傾向のある受刑者の推定人数（9、710 人 x 13.8%）（矯正局推計）
- ◆ 451 人 2015 年 1 月 20 日～2 月 23 日期间、全刑務所からの無作為抽出した受刑者
- ◆ 429 人 上記 451 人における認知症簡易テスト HDS-R 実施可能受刑者
- ◆ 72 人 上記 429 人のうち、2016 年 7 月 31 日時点で、認知症傾向とされた受刑者
- ◆ 27 人 上記 72 人のうち、2016 年 7 月 31 日時点で、在所中の者（グループ B）
- ◆ 44 人 上記 72 人のうち、2016 年 7 月 31 日時点で、出所した者（死亡者 1 名除く）【本分析の標本】（グループ A）

※出所した者 44 人の内訳：

- 16 人 特別調整での出所者
- 28 人 特別対象以外で出所した者（死亡者 1 名除く）。その内訳は：
  - ・ 7 人 非特別調整での出所者（特別調整候補者としたが、結果として対象外）
  - ・ 5 人 非特別調整での出所者（特別調整以外の福祉的措置）
  - ・ 16 人 非特別調整での出所者（該当なし）

### 1. 結果概要

#### (1) グループ A： 2016 年 7 月 31 日時点で、認知症傾向とされた 72 人の受刑者のうち出所した 44 人について

特別調整グループと非特別調整グループとでは、個人票にある様々な特性等の中でも特に、「改訂 長谷川式簡易知能評価スケール HDS-R 点数」、「帰住先」、「罪名」、「今刑釈放事由」「出所後の再犯状況」（再犯状況についての詳細は別紙「まとめ：個人票データ分析結果」を参照）において、関連が認められた。このことから、母集団においても二つのグループは特にこれらの項目で異なる集団であることが推測される。さらに、個人票にある項目のうち、いくつかの項目同士に関連が見られた。例えば HDS-R 点数は、特別調整グループにおいて、また、工場での就業が困難・不可能な者において下がる傾向にあり、入所度数が増えるに従い満期釈放で施設系に帰住する傾向があり、障がい・疾病が複合的になる傾向にあった。しかし、個人票の項目のうち、再入所（入所度数）という『結果』に対する、『要因』を推測することはできなかった。

#### (2) グループ B： 2016 年 7 月 31 日時点で、認知症傾向とされた 72 人のうち在所中の 27 人について

ここでは、福祉的措置の対象になる予定の者 7 名と、そうでない者 19 名、又「刑期長く動きなし」1 名を含めた合計 27 名についての傾向を探った。

## 2. 結果

### (1) グループA: 2016年7月31日時点で、認知症傾向とされた72人の受刑者のうち出所した44人について

集計の結果、6つの項目（年齢、入所度数、CAPAS能力検査値、HDS-R点数、退所後経過期間、前刑から今刑までの期間）で、特別調整グループと非特別調整グループの差と考えられるのは、唯一「改訂長谷川式簡易知能評価スケールHDS-R点数」である。次に他の9つのデータ項目（帰住先、教育程度、障がい・疾病、工場就業状況、特別調整でない理由、罪名、再入状況、前刑、及び、今刑の釈放事由）については、特別調整グループと非特別調整グループの差と考えられるのは、「帰住先」「罪名」「今刑の釈放事由」「出所後の再犯状況」の4項目においてである。次頁から、個々に述べる（再犯状況についての詳細は別紙「まとめ：個人票データ分析結果」を参照）。

#### 【HDS-R点数】

HDS-R点数において、特別調整グループは、中程度認知症が最多、非特別調整グループは軽度認知症が最多。特別調整グループに属する者の平均点数は、非特別調整グループに属する者と比べて低だけでなく、高度・やや高度・中程度認知症が多く、軽度が少ない。

HDS-R点数と関連があると思われる項目は、福祉的措置、CAPAS検査値、工場就業状況の3項目である。HDS-R点数は、福祉的措置にならなかった者の方が点数が上がり、CAPAS検査値が高い者の方が点数が上がり、工場就業が困難・不可能な者の方が点数が下がる傾向にあった。

改訂長谷川式簡易知能評価スケール（HDS-R）点数	特別調整		非特別調整		全体	
	人数	%	人数	%	人数	%
平均スコア（標準偏差）	12.25	(4.71)	16.89	(4.20)	15.20	(4.89)
4点以下 高度認知症	1人	6.3%	1人	3.6%	2人	4.5%
5～10点 やや高度	4人	25.0%	2人	7.1%	6人	13.6%
11～15点 中程度認知症	7人	43.8%	5人	17.9%	12人	27.3%
16～20点 軽度認知症	4人	25.0%	20人	71.4%	24人	54.5%
21～24点 認知症前段階疑い	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
25点以上 認知症疑い低い	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
合計	16人		28人		44人	

2群間で関連性が読み取れなかったのは、以下「年齢」「退所後経過期間」「入所度数」「前刑釈放時から今刑入所時までの期間（月）」「CAPAS能力検査値」の5項目においてである。但し違いがないということではなく、この標本数では違いがあるかどうか不明であるという意味である。

#### 【年齢】

年齢において、特別調整グループでは70～74歳が最多で、非特別調整グループでは65～69歳が最多。特別調整グループと非特別調整グループは、年齢の平均値で見ると特別調整が若干高かったが、2群間での違いは認められなかった。

年齢と関連が認められたのは、福祉的措置、CAPAS検査値、教育程度で、年齢が上がるほ

ど、特別調整等福祉的措置になり、CAPAS 検査値が下がり、教育程度も下がった。

年齢	特別調整		非特別調整		全体	
	人数	%	人数	%	人数	%
平均年齢 (標準偏差)	73.5 歳 (5.38)		71.3 歳 (5.92)		72.1 歳 (5.77)	
60～64 歳	1 人	6.3%	3 人	10.7%	4 人	9.1%
65～69 歳	2 人	12.5%	10 人	35.7%	12 人	27.3%
70～74 歳	7 人	43.8%	5 人	17.9%	12 人	27.3%
75～79 歳	4 人	25.5%	7 人	25.0%	11 人	25.0%
80 歳～	2 人	12.5%	3 人	10.7%	5 人	11.4%
合計	16 人		28 人		44 人 100.0%	

### 【退所後経過期間】

退所後経過期間において、特別調整グループと非特別調整グループに違いは認められなかった。

退所後経過期間 28・7・31 時点	特別調整		非特別調整		全体	
	人数	%	人数	%	人数	%
平均期間 (標準偏差)	10 か月 (5.93)		9.64 か月 (4.59)		9.77 か月 (5.05)	
1～6 か月	6 人	37.5%	9 人	32.1%	15 人	34.1%
7～12 か月	2 人	12.5%	11 人	39.3%	13 人	29.5%
13～18 か月	8 人	50.0%	8 人	28.6%	16 人	36.4%
合計	16 人		28 人		44 人	

### 【入所度数】

入所度数において、特別調整グループ、非特別調整グループ共に初回が最多。特別調整グループの平均度数の方が高かったが、2 群間に違いは認められなかった。

入所度数と関連があるとみられたのは、帰住先、前刑の釈放事由で、入所度数が上がると施設系に帰住する傾向があり、満期釈放の傾向にある。

入所度数	特別調整		非特別調整		全体	
	人数	%	人数	%	人数	%
平均 (標準偏差)	5.5 回 (4.95)		3.68 回 (4.10)		4.34 回 (4.46)	
初 回	6 人	37.5%	14 人	50.0%	20 人	45.5%
2 ～ 3 回	1 人	6.3%	6 人	21.4%	7 人	15.9%
4 ～ 5 回	2 人	12.5%	2 人	7.1%	4 人	9.1%
6 ～ 7 回	3 人	18.8%	1 人	3.6%	4 人	9.1%
8 ～ 9 回	0 人	0.0%	1 人	3.6%	1 人	2.3%
10 ～ 11 回	2 人	12.5%	2 人	7.1%	4 人	9.1%
12 ～ 13 回	0 人	0.0%	0 人	0.0%	0 人	0.0%
14 ～ 15 回	2 人	12.5%	2 人	7.1%	4 人	9.1%
合計	16 人 100.0%		28 人 100.0%		44 人 100.0%	

### 【CAPAS 点数】

CAPAS 点数において、特別調整グループ、非特別調整グループ共に 49 以下が最多。特別調整グループの平均値の方が低かったが、2 群間に違いはみられなかった。

CAPAS 点数と関連性がみられたのは、教育程度、年齢、HDS-R 点数、福祉的措置で、CAPAS 点数が上がると教育程度と HDS-R 点数が上がり、年齢が若くなり、福祉的措置に該当しない傾向にある。「CAPAS 点数は加齢により低下する」については、法務総合研究所「研

究部報告 52』と同じ結果である。

CAPAS 値	特別調整		非特別調整		全体	
	人数	%	人数	%	人数	%
平均 (標準偏差)	44.81 (19.29)		52.04 (14.85)		49.41 (16.75)	
4 9 以下	10 人	62.5%	11 人	39.3%	21 人	47.7%
5 0 ~ 5 9	3 人	18.8%	10 人	35.7%	13 人	29.5%
6 0 ~ 6 9	0 人	0.0%	2 人	7.1%	2 人	4.5%
7 0 ~ 7 9	3 人	18.8%	5 人	17.9%	8 人	18.2%
8 0 ~	0 人	0.0%	0 人	0.0%	0 人	0.0%
合計	16 人	36.4%	28 人	63.6%	44 人	100.0%

### 【前刑釈放時から今刑入所時までの期間 (月)】

特別調整グループ、非特別調整グループ共に前刑なしが最多。この平均値で見れば、特別調整グループの再入所までの期間の方が短かったが、差として考えられるほどの違いは見られなかった。

前刑釈放時から今刑入所時までの期間 (月)	特別調整		非特別調整		全体	
	人数	%	人数	%	人数	%
平均 (標準偏差)	14.86 か月 (31.80)		21.19 か月 (40.13)		18.84 か月 (36.98)	
最高	129 か月 (10.75 年)		185 か月 (15.42 年)		185 か月 (15.42 年)	
0 か月 (前刑なし)	6 人	37.5%	14 人	51.9%	20 人	46.5%
1~6 か月	3 人	18.8%	0 人	0.0%	3 人	7.0%
7~12 か月 (~1 年)	3 人	18.8%	4 人	14.8%	7 人	16.3%
13~18 か月	0 人	0.0%	0 人	0.0%	0 人	0.0%
19~24 か月 (~2 年)	1 人	6.3%	1 人	3.7%	2 人	4.7%
25~30 か月	2 人	12.5%	0 人	0.0%	2 人	4.7%
31~36 か月 (~3 年)	0 人	0.0%	1 人	3.7%	1 人	2.3%
37~42 か月	0 人	0.0%	0 人	0.0%	0 人	0.0%
43~48 か月 (~4 年)	0 人	0.0%	1 人	3.7%	1 人	2.3%
49~54 か月	0 人	0.0%	2 人	7.4%	2 人	4.7%
53~60 か月 (~5 年)	0 人	0.0%	1 人	3.7%	1 人	2.3%
61~66 か月	0 人	0.0%	1 人	3.7%	1 人	2.3%
75~72 か月 (~6 年)	0 人	0.0%	0 人	0.0%	0 人	0.0%
73~78 か月	0 人	0.0%	0 人	0.0%	0 人	0.0%
79~84 か月 (~7 年)	0 人	0.0%	1 人	3.7%	1 人	2.3%
85 か月以上	1 人	6.3%	1 人	3.7%	2 人	4.7%
合計	16 人	100.0%	27 人	100.0%	43 人	100.0%

※非特別調整のうち 1 名は、前刑釈放時から今刑入所時までの期間不明

### 【帰住先】

帰住先において、特別調整グループでは、施設系に集中しているが、非特別調整グループでは福祉施設以外に散在する。2 群の受け皿に違いが認められた。但し、帰住先についての違いは、特別調整グループは、帰る場所がないが故に特別調整になるので、当然の帰結であるとも言える。しかし、「入所度数と帰住先」でも関連が認められ、家族・親族・知人という既存の関係性のある所へ帰った者と、施設系へ行った者とでは、施設系へ行った者の方の入所度数が多かった。入所度数の他に帰住先と関連が認められたのは、福祉的措置、障がい・疾病、前刑



の釈放事由で、帰住先が施設系の者は福祉的措置を受ける傾向にあり、障がい・疾病が複合的になる傾向にあり、満期釈放になる傾向があった。

帰住先	特別調整		非特別調整		全体	
	人数	%	人数	%	人数	%
兄弟姉妹	0人	0.0%	3人	10.7%	3人	6.8%
配偶者	0人	0.0%	1人	3.6%	1人	2.3%
その他親族	0人	0.0%	7人	25.0%	7人	15.9%
知人	0人	0.0%	2人	7.1%	2人	4.5%
社会福祉施設	10人	62.50%	0人	0.0%	10人	22.7%
更生保護施設	2人	12.50%	4人	14.3%	6人	13.6%
その他	4人	25.0%	11人	39.29%	15人	34.09%
合計	16人		28人		44人	

### 【罪名】

主な罪名においては、2群間に違いが認められた。なお、罪名と関連が認められたのは、現在の退所後経過期間だけで、窃盗・傷害・暴行で受刑し退所した者は、退所後経過期間が短かった傾向（退所してからあまり時間がたっていない）にあった。

罪名	特別調整		非特別調整		全体	
	人数	%	人数	%	人数	%
窃盗	12人	75.0%	20人	71.4%	32人	72.7%
傷害・暴行	2人	12.5%	3人	10.7%	5人	11.4%
横領	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
詐欺	0人	0.0%	1人	3.6%	1人	2.3%
殺人	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
その他	2人	12.5%	4人	14.3%	6人	13.6%
合計	16人	100.0%	28人	100.0%	44人	100.0%

標本2群間で、関連が認められなかったのは「教育程度」「工場就業状況」「退所時の福祉的措置が非特別調整、特別調整以外の措置の場合、その理由」「障がい・疾病等」「前刑釈放事由」の6項目である。

### 【教育程度】

特別調整グループ、非特別調整グループ共に中卒が最多。なお、教育程度と関連が認められたのは、年齢、CAPAS能力検査値で、教育程度が高くなるほど年齢が若くなり、CAPAS点数も上がる傾向にあった。

教育程度	特別調整		非特別調整		全体	
	人数	%	人数	%	人数	%
義務教育未修了	2人	12.5%	0人	0.0%	2人	4.5%
中卒	11人	68.8%	24人	85.7%	35人	79.5%
高卒	1人	6.3%	3人	10.7%	4人	9.1%
高校中退	2人	12.5%	0人	0.0%	2人	4.5%
大卒	0人	0.0%	1人	3.6%	1人	2.3%
合計	16人	36.4%	28人	63.6%	4人	100.0%

### 【工場就業状況】

特別調整グループ、非特別調整グループ共に高齢・障がい者の多い工場での作業が最多。な

お、工場就業状況と関連が認められたのは、HDS-R 点数と再入状況で、工場就業が困難・不可能になるほど、HDS-R 点数が低くなる傾向にあり、同時に再入状況が非該当（初めての入所）の者が多い傾向にあった。

工場就業状況	特別調整		非特別調整		全体	
	人数	%	人数	%	人数	%
制限なし	4人	25.0%	9人	32.1%	13人	29.5%
高齢・障がい者の多い工場 で作業	6人	37.5%	12人	42.9%	18人	40.9%
工場・共同室内で軽作業	1人	6.3%	1人	3.6%	2人	4.5%
昼夜間単独室・居室処遇	4人	25.0%	3人	10.7%	7人	15.9%
休養処遇中	1人	6.3%	3人	10.7%	4人	9.1%
合計	16人		28人		44人	100.0%

### 【退所時の福祉的措置が非特別調整、特別調整以外の措置の場合、その理由】

特別調整等の福祉的措置にならなかった理由が28名中13名については下表の通り記載があった（詳細は別紙「全体アンケート結果まとめ」参照）。

なぜ特別調整でないか	特別調整	非特別調整	全体
退所時の福祉的措置が非特別調整、特別調整以外の措置の場合、その理由	16人	28人	44人
非特別調整28人の内訳：			7人
本人が不同意			7人
刑期が短い			1人
意思疎通不可能			1人
緊急保護で対応			1人
包括支援センターと調整			2人
包括支援センターの情報提供			1人
記載なし（空白）			15人

### 【障がい・疾病】

特別調整グループ、非特別調整グループ共に障がいと疾病を併せ持つ者が最多。障がい・疾病等において、特別調整グループと非特別調整との違いは認められなかったが、障がい・疾病と関連が認められたのは、帰住先と前刑の釈放事由で、障がいや疾病を持つ者は施設系に帰住し、満期釈放である傾向にあった。

障がい・疾病	特別調整		非特別調整		全体	
	人数	%	人数	%	人数	%
特になし	3人	18.8%	6人	21.4%	9人	20.5%
疾病単独	1人	6.3%	6人	21.4%	7人	15.9%
疾病複合	4人	25.0%	6人	21.4%	10人	22.7%
障がい・疾病	7人	43.8%	10人	35.7%	17人	38.6%
障がい単独	1人	6.3%	0人	0.0%	1人	2.3%
合計	16人	36.4%	28人	63.6%	44人	100.0%

※疾患は高血圧、糖尿病、アルコール依存症、その他含む。障がいは知的障がい、精神障がい、身体障がい含む。

### 【前刑釈放事由】

前刑釈放事由では、特別調整グループでは仮釈放が皆無。2群間に差は認められなかった。前刑釈放事由と関連が認められたのは、帰住先、福祉的措置、障がい・疾病、前刑から今刑

までの期間で、満期釈放であると施設系への帰住になり、特別調整等の福祉的措置になり、障がい・疾病が複合的になる傾向にある。福祉での受入れを考えると、司法の関与がある仮釈放での受入れでの安心感があり、更に受入れやすくなると考えられる。しかし、この関係性を見ると、仮釈放は、兄妹親族等の既存の人間関係のある場所へ帰り、福祉的措置の対象者にならず、障がい・疾病も重篤でないことがうかがわれる。特別調整はその逆なので、仮釈放になるには困難性が見える。

前刑釈放事由	特別調整		非特別調整		全体	
	人数	%	人数	%	人数	%
満期釈放	10人	62.5%	9人	33.3%	19人	44.2%
仮釈放	0人	0.0%	4人	14.8%	4人	9.3%
非該当（前刑なし）	6人	37.5%	14人	51.9%	20人	46.5%
合計	16人	100.0%	27人	100.0%	43人	100.0%

※非特別調整のうち1名は、前刑釈放時から今刑入所時までの期間不明

### 【今刑釈放事由】

今刑釈放事由では、非特別調整グループの方が明らかに仮釈放に該当するケースが多く、2群間に違いが認められた。今刑釈放事由と関連が認められたのは、帰住先、福祉的措置、障がい・疾病。今回の釈放事由が満期釈放であれば、帰住先は施設系に、特別調整等の福祉的措置になる傾向にあり、傷害・疾病も複合的になっていく。

今刑釈放事由	特別調整		非特別調整		全体	
	人数	%	人数	%	人数	%
満期釈放	15人	93.8%	18人	64.3%	33人	75.0%
仮釈放	1人	6.3%	10人	35.7%	11人	25.0%
合計	16人	100.0%	28人	100.0%	44人	100.0%

(2) グループB：2016年7月31日時点で認知症傾向とされた72人のうち在所中の27人について

### 【特別調整候補者と非該当の者について】

特別調整候補の予定	あり 7名	なし 19名
2016年7月31日現在の年齢 平均（標準偏差）	75.6歳（5.5） 最高85歳 最低69歳	75.0歳（7.0） 最高86歳 最低63歳
HDS-R点数 平均（標準偏差）	15.1点（4.6） 最高20点 最低9点	16.3点（4.2） 最高20点 最低5点
在所者2016年7月31日現在の在所月数 平均（標準偏差）	78.4か月（59.0） 最高170か月 最低22か月	103.3か月（169.0） 最高606か月 最低17か月
在所者2016年7月31日現在の残刑期（月） 平均（標準偏差）	20.7か月（26.5） 最高73か月 最低0か月	43.3か月（40.7） 最高100か月 最低0か月
入所度数平均（標準偏差）	8.3回（7.1） 最高17回 最低1回	5.6回（6.3） 最高23回 最低1回
前刑釈放時から今刑入所時までの期間（月）	6.29か月（7.8） 最高22か月 最低0か月	10.58か月（12.3） 最高46か月 最低0か月
CAPAS能力検査値	49.4点（9.4）	※CAPAS能力検査値は

	最高 63 点 最低 38 点	検査方法が混在・不明のため省略
--	--------------------	-----------------

※「なし」19名中無期刑4名は便宜上100か月とした（有期刑の最高は99か月が1名）

※特別調整候補の予定がない27名のうち1名は「刑期長く動きなし」との記載のため除外

### 【罪名】

罪名では、11件の殺人のうち、3件は特別調整候補者に属する。一方、特別調整対象非該当を見ると、11件の殺人のうち、7件はこの非該当グループに属する。

特別調整の予定	主な罪名						
	その他	詐欺	横領	殺人	窃盗	傷害・暴行	総計
刑期長く動きなし	0	0	0	1	0	0	1
特別調整候補者	0	1	0	3	3	0	7
非該当	4	1	0	7	7	0	19
総計	4	2	0	11	10	0	27

### 【教育程度】

教育程度では、義務教育を終えていない4件中1件が特別調整候補者グループに属し、7件中6件が中卒である。一方、特別調整対象非該当グループでは、義務教育を終えていない4件中3件がこのグループに属し、19件中12件が中卒である。

特別調整の予定	教育程度					
	義務教育未修了	中卒	高卒	高校中退	大卒	総計
刑期長く動きなし	0	1	0	0	0	1
特別調整候補者	1	6	0	0	0	7
非該当	3	12	2	2	0	19
総計	4	19	2	2	0	27

### 【工場就業状況】

工場処遇状況は、特別調整候補者の7件中3件は「制限なし」と「高齢・障がい者の多い工場」で作業し、残りの4件はかなりの制限がある。一方非該当グループの19件中13件は「制限なし」と「高齢・障がい者の多い工場」で作業している。

特別調整の予定	工場処遇状況					
	制限なし	高齢・障がい者の多い工場	共同室内軽作業	単独室内処遇	休養処遇	総計
刑期長く動きなし	0	1	0	0	0	1
特別調整候補者	1	2	2	2	0	7
非該当	6	7	1	5	0	19
総計	7	10	3	7	0	27

### 【障がい・疾病】

特別調整候補者の7件中7件が障がい・疾患・難病を抱え、特になしはゼロである。一方、

非該当グループでは、19件中14件が障がい・疾患・難病を抱え、特になしが5件ある。但し、刑務官による「特記事項」の記載では、1名を除き、全員に顕著な心身上の問題がある。

特別調整の予定	障がい・疾病等					総計
	特になし	疾患単独	疾患複合	障がい・疾患・難病	障がい単独	
刑期長く動きなし	1	0	0	0	0	1
特別調整候補者	0	3	2	2	0	7
非 該 当	5	3	3	7	1	19
総 計	6	6	5	9	1	27

### 【前刑釈放事由】

前刑の釈放事由は、12件中3件の非該当（初入）が特別調整候補グループに属し、この3件の罪名は殺人である。特別調整候補非該当グループでは、12件中8件が非該当（初入）である。この8件の罪名は、殺人5、詐欺、窃盗、その他が各1である。

特別調整の予定	前刑の釈放事由					総計
	満期釈放	仮釈放	不明	非該当		
刑期長く動きなし	0	0	0	1	1	
特別調整候補者	4	0	0	3	7	
非 該 当	5	4	2	8	19	
総 計	9	4	2	12	27	

### 3. 女性について

分析結果から、性別による違いは認められなかったが、女性について要約する。

#### (1) 出所した44名のうち10名の女性について（うち、特別調整は2名）

- ・ 年齢は62歳から82歳（80代3名、70代3名）
- ・ 入所度数は1回目が半数で最高は5回目（1名）
- ・ 主な罪名は8名が窃盗、他は詐欺とその他
- ・ 8名が中卒で、他は高卒と高校中退
- ・ HDS-R点数は12点から20点（1名）
- ・ 1名を除いて全員に疾患か障がい、あるいはその両方がある
- ・ 2名に工場就業に制限がなく、他は制限あり
- ・ 帰住先は6名が家族親族へ、残りは福祉施設2名更生保護施設1名、その他へ1名。

#### (2) 在所中の27人中、5名の女性について（うち、特別調整候補者は1名のみで、刑期長く動きなしが1名、他3名は非該当）

- ・ 年齢は67歳から84歳（80代1名、70代3名）
- ・ 全員が1回目の入所
- ・ 主な罪名は殺人が4名、窃盗が1名
- ・ 窃盗で受刑中の者だけが高卒で、他は全員中卒
- ・ HDS-R点数は9点（2名）から20点（1名）
- ・ 3名は障がい・疾病が特になく、他の2名は共に併せ持つ。但し、刑務官による「特記事項」の記載では、1名を除き、全員に顕著な問題（無反応、行動異常、ADL悪化、再三の指導も無意味）がある。
- ・ 1名だけが工場就業に制限なく、他の4名は軽作業など制限あり。

## 資料編：認知症傾向のある受刑者・出所者に関するアンケート調査結果（まとめ）

本アンケート調査の趣旨・目的は、

- 特別調整対象者となった認知症者（傾向含む）の福祉的支援がどのように行われているかを把握し、今後の支援の質向上に寄与する。
- 特別調整対象外となった理由を整理し、福祉的支援につなぐための効果的な方策を見出す。
- 特別調整対象外となった認知症者（傾向含む）の福祉的支援がどのように行われているかを把握し、支援の具体策を検討する。

対象者は、出所者の担当刑務官などで以下の通り。

- 処遇部門刑務官：「認知症傾向のある受刑者の概数調査」で、認知症傾向があるとされた72名全員について行う。
- 特別調整業務に従事する分類職員（福祉専門官、社会福祉士、刑務官など）

方法は、書面によるアンケート調査である（別紙添付）。

このアンケート調査結果のまとめは、以下の3種類のアンケート結果に基づくものである。

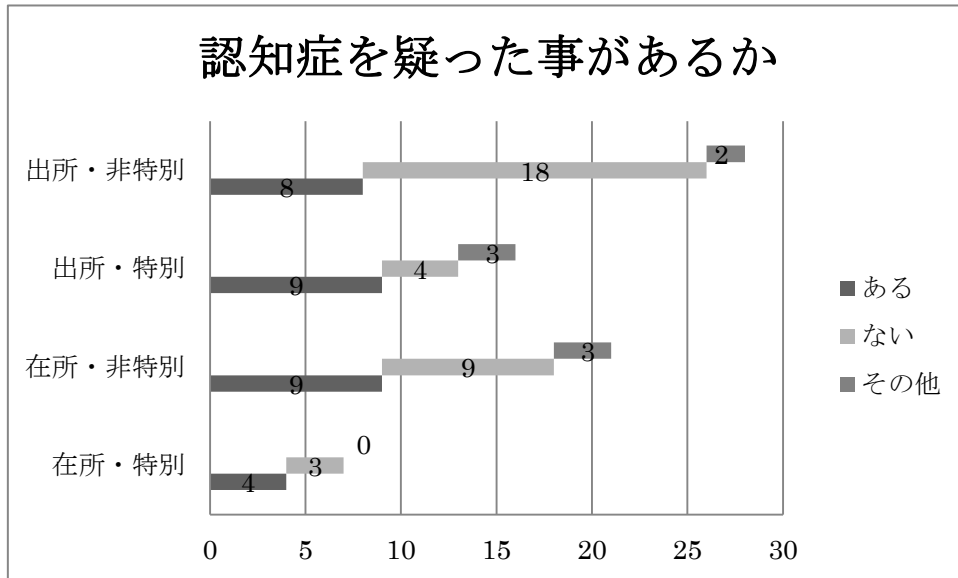
- ① 「認知症傾向のある受刑者の概数調査」で、認知症傾向があるとされた72名、それぞれの処遇部門刑務官による回答のまとめ、
- ② ①の72人の中で、2016年7月31日時点ですでに出所した44人のうち、
  - i) 特別調整になった16名について、福祉専門職と分類刑務官による回答のまとめ、
  - ii) 特別調整にならなかった28名について、福祉専門職と分類刑務官による回答のまとめ

### ①「認知症傾向のある受刑者の概数調査」で、認知症傾向があるとされた72名、それぞれの処遇部門刑務官に対するアンケート回答について

#### 1)「対象者が認知症ではないか」と疑った事があるか（①問1）

全体では、刑務官の40%（29名）が疑った事があり、49%（35名）は疑った事がなく、11%（8名）は既に認知症等の診断が出ていた。

これを、対象者の状況（出所特別調整対象者、出所非特別調整対象者、在所特別調整候補、在所非特別調整）により整理すると、下の棒グラフのようになる。特に、「認知症を疑った事がない」の回答数は、対象者の状況により違いが見られる。しかし、出所した者も在所中の者も非特別調整の場合、特別調整の場合と比べると「認知症を疑った事がない」数の方が「認知症を疑った事がある」より多い。



そこで、2016年7月31日時点で出所した44人を、特別調整グループと非特別調整グループに分けて処遇部門刑務官の回答を比べたところ、処遇部門刑務官が認知症の疑いを持った者の方が特別調整になりやすいという結果になった。診断済みを除き、日頃の処遇の中で、日常生活に支障があるレベルまで低下している状況から認知症の疑いを持ったと思われる。後掲表の2群の長谷川式簡易知能評価スケール HDS-R 点数の平均が、特別調整グループの方が高かったことも照らし合わせると、刑務官の持った疑いと一貫性がある。

但し、ここで問題が見えてくるのが、認知症を疑ったことがないと答えた出所者が22名にも上るといふこと、そして、認知症を疑ったことがあると答えた8名の出所者が非特別調整になっているということである。今回は、ここに注目していきたい。

認知症を疑った事が	ある	ない	認知症 診断済み	その他	合計
特別調整グループ	9	4	3	0	16人
非特別調整グループ	8	18	0	2	28人
合計	17	22	3	2	44人
※その他＝寝たきり意思疎通不可能1名 / 統合失調症との区別が困難1名					

ここで、「認知症を疑った事がある」出所した対象者8名（出所・非特別調整）が、特別調整「候補者」に選定されなかった理由を見ると、「対象者の同意が得られなかった」（福祉専門職・刑務官合計回答6）、「刑事施設内でトラブルや懲罰が多い」（福祉専門職・刑務官合計回答2）、「疾病のため医療優先と判断、情緒が不安定で福祉的な対応が難しい」、「罪名」、「帰住先があった」が、それぞれ福祉専門職・刑務官合計1回答だった。これら8名の帰住先は、アンケート結果と個人票データから、親族、医療機関、更生保護施設等で、帰住先は特定されていた。（詳細別表）

同様に「認知症を疑った事がある」受刑中の対象者8名（在所・非特別調整）については、アンケートでは分からないが、個人票を見ると、以下の記載があり、この8名がこれらのいずれかに当てはまることになる。

- ・ 処遇調査の面接では、会話の内容にまとまりがないほか、最近の生活状況に過去の調査記録とのずれが生じている。
- ・ 元暴力団幹部
- ・ 協調性なく単独室
- ・ 入所時診察で記銘力障害や見当識障害が認められた。
- ・ 特別調整希望の可能性あり
- ・ 職員との意思疎通が困難でうなずく程度のコミュニケーションしか取れない。デイケア中もぼんやりしていることが多い。
- ・ 暴力団周辺者
- ・ 意味不明な言動が認められるため、釈放後は引受人が介護保険制度を利用する
- ・ 医療刑務所での精神科治療を継続した結果、特異症状は消失し、専門的治療は不要と診断された
- ・ 便失禁あり。ADL低下、歩行介助あり。外医により脳梁欠損あり先天的に知能低い疑いとの診断
- ・ 職員から再三生活上の指導をされても浸透せず。その場しのぎの虚偽申告を反復。
- ・ 面接時無反応になったり、的外れな応答が目立つ
- ・ 双極性障害にて精神科通院・入院歴がある。確定施設から拘禁反応か認知症か判然としないが行動異常があり、集団生活に馴染めない。

## 2) 対象者のどのような言動を見て認知症ではないかと疑ったか (①問2)

30 件の記述回答を得た。これらは、厚生労働省ウェブサイト「認知症を理解する」(<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/19.html>)にある中核症状、周辺症状・随伴症状と重なる部分が多い。30 件の回答は以下の点で共通する：

- 食事・排泄・入浴等身の回りの衛生自己管理ができなくなった
- 同じことを何度も言ったり聞いたりする
- 置き忘れやしまい忘れが目立つ、忘れ物や探し物が多くなる
- 物の名前が出てこなくなった
- 以前できたことが急にできなくなった
- 怒りっぽくなった、頑固になった
- 居室等に帰れなくなる、徘徊する
- 日時や場所を間違える、わからない
- 失敗することが増える
- 同じ服ばかり着る、だらしない恰好や季節外れの格好が増える

## 3) 在所期間中、対象者に見られた行動 (①問3)

162 の回答を得た。それらを前述「認知症を理解する」を参考に分類すると以下ようになる。

- 記憶障害 (直近の出来事を覚えられなくなる等)
- 見当識障害：時間の見当識 (今日が何月何日、自分の年齢などの認識)、場所の見当識 (今いる場所についてなどの認識)、人の見当識 (自分が誰であるか、刑務官の顔は分かるかなどの認識)
- 失行 (身についていた日常的動作が分からなくなる等)
- 抑うつ (意欲・気力の減退)



- 失語（聞く・話す等の言語機能が失われていき、聞き返しが増える等）
- 実行機能性障害（普段当たり前にしていた行動・作業が出来なくなる）
- 脱抑制（理性が利かなくなり、自己中心になる、粗暴性が垣間見える）
- 理解・判断力の障害
- 周辺症状（物盗られ妄想、猜疑心等）

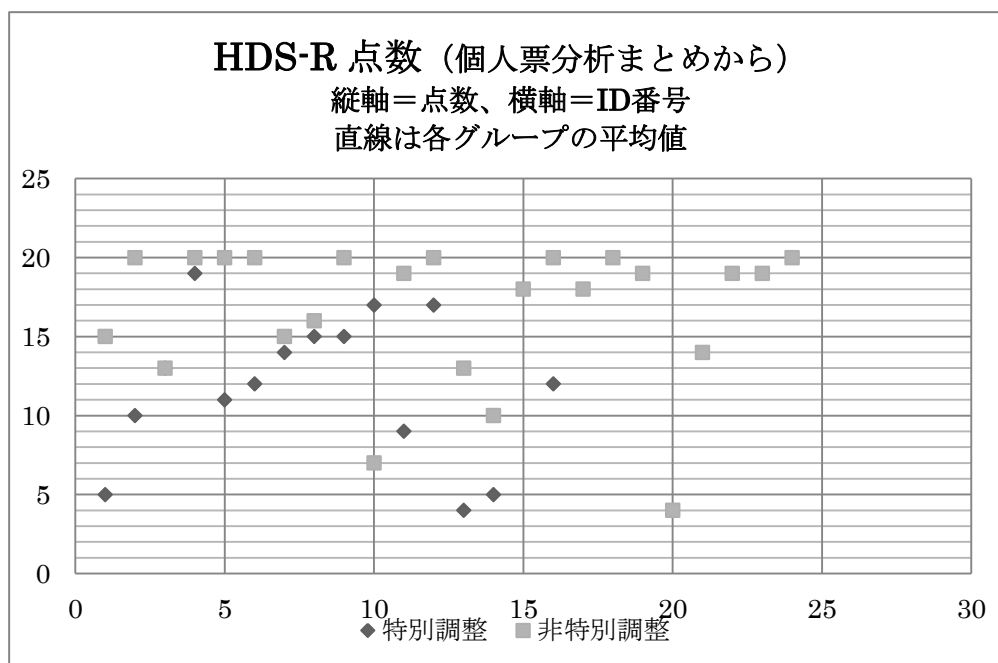
また、他の類似の質問に対する自由記述の回答に、徘徊、拒否、（幻覚のせい）存在しない者や壁に向かって話す等が列挙された。

「認知症疾患治療ガイドライン 2010」を参考にすると、認知症の症状は、種類別（アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症、混合型等）、及び、段階別（軽度認知障害 MCI (Mild Cognitive Impairment) から軽度⇒中等度⇒高度) により変わり、従って接し方、治療方法も異なる。軽度認知障害 MCI とは、正常レベルと発病までの中間的な時期を言い、認知機能の一部に問題はあるものの、日常生活には支障がない状態（既知の名前が出てこない、人との約束の日時・場所や約束をしたこと自体を忘れる、最近の出来事をよく忘れる等）を指す。この段階で適切な治療を受ければ、認知機能の低下を遅らせ、発病を延ばすこともできるといわれる（日本神経学会ウェブサイト参照

<https://www.neurology-jp.org/guidelinem/nintisyo.html> )。

本研究事業で収集された様々なデータには、軽度認知障害 MCI の症状から、刑務所内での日常生活に支障が出ている者、最後は寝たきり状態で発言もない者までの具体的な記述があった。調査対象の受刑者がどの種類の認知症で、どの段階に属するのかアンケート結果からは不明であるが、症状には共通点が多かった。また、下表（個人票データ分析結果から抜粋）改訂 長谷川式簡易知能評価スケール (HDS-R) 点数にあるように、軽度認知症が全体の約 55%、中度が約 27%、やや高度・高度が約 18%とある。例えばアルツハイマー型の受刑者の認知症進行スピードと、今後の高齢受刑者の状況、刑務官の苦心、出所時の受け皿確保を考えると課題は多い。地域のマンパワー導入も含め、具体的な検討が必要である。

改訂 長谷川式簡易知能評価 スケール (HDS-R) 点数	特別調整		非特別調整		全体	
	人数	%	人数	%	人数	%
平均スコア (標準偏差)	12.25 (4.71)		16.89 (4.20)		15.20 (4.89)	
4 点以下 高度認知症	1 人	6.3%	1 人	3.6%	2 人	4.5%
5～10 点 やや高度	4 人	25.0%	2 人	7.1%	6 人	13.6%
11～15 点 中等度認知症	7 人	43.8%	5 人	17.9%	12 人	27.3%
16～20 点 軽度認知症	4 人	25.0%	20 人	71.4%	24 人	54.5%
21～24 点 認知症前段階疑い	0 人	0.0%	0 人	0.0%	0 人	0.0%
25 点以上 認知症疑い低い	0 人	0.0%	0 人	0.0%	0 人	0.0%
合計	16 人		28 人		44 人	100%



#### 4) 対象受刑者の処遇について最も苦慮した点について（①問4）

49 件の回答を得た。回答は、以下の点で共通する：

- 障害等のため意思の疎通が困難・不可能
- 指示・指導に従わない
- 職員や他の受刑者とのトラブル
- 何度も説明や注意が必要
- 入浴・排泄・食事等での介護・介助が必要
- 身の回りのことができない
- 感情の抑制が効かない、粗暴、暴力的になる
- 思いこみ、妄想がひどく、対応に苦慮

#### 5) 対象者の処遇上、配慮・工夫を行ったこと（①問5）

132 回答（うち 18 件の記述回答）を得た。医務課を受診させ認知症の診断（注：診断名を記載した回答はない）がついたのは、全回答中 6%（8 件）、医務課を受診させたのが 11%（15 件）、その他の 109 件は、「介護側」である刑務官の配慮・工夫等によるものである。例えば、体を動かすよう促して介護予防的な課題を与え、情緒面で配慮し、医務課の職員等と情報共有し、繰り返しの指導を行い、指導に従わなくても懲罰を科さない等を回答した刑務官それぞれが処遇上の工夫をしながら現場で個別に対応しているのがわかる。

②「認知症傾向のある受刑者の概数調査」で、認知症傾向があるとされた72名の中で、2016年7月31日時点ですでに出所した44人の福祉専門職と分類刑務官による回答について

**i) 特別調整になった16名の福祉専門職と分類刑務官による回答**

刑務官が認知症傾向と疑った者は、特に特別調整グループに目立ち、刑務官の気づきと概ね合致した。実際、特に刑務官は毎日の処遇・指導の中で、認知症傾向症状の受刑者のために苦心し、制度的な取り組みが困難な中で個別的な対応を取り、特別調整対象者・候補者に対して、一層の注意を払い、例外的・特別な扱いをしている。アンケート回答から、認知症への気付きも含めて、刑務官は、一職員としての個人の力量・裁量に委ねられ、対処していると見受けられた。

**6) 対象者への特別調整の説明等において、福祉専門職の役割と分類担当刑務官の役割 (②問2)**

特別調整の説明や対象者本人の意思確認など重なる部分があった。但し、福祉専門職は福祉サービスや制度の説明、個人票の作成等を主に行っているのに対し、分類刑務官は所内手続き、面談の段取り、立会い、面接補助、補足説明、社会福祉士への対象者本人に関する情報提供等を行い、福祉への理解を促すよう側面的に配慮しているケースが多いと読み取れた。

**7) 特別調整になった者のうち、同意を取り付けるのに苦慮した理由 (②問4)**

「福祉に抵抗感がある」ことだったのが全回答の約9%に対し、理解不能・困難のためが全回答の約70%だった。一方、非特別調整者では、同意が得られなかった理由(③問8)は、「福祉に抵抗感がある」と、「理解不能・困難のため」が、それぞれ全回答の約25%だった。認知症の進行にもよるが、認知症者への福祉的支援の有効性を理解して、特別調整に同意してもらうことが今後の大きな課題と言える。

その為には、刑務所内での社会復帰を見据えた福祉的支援に係る取り組みが重要になってくると思われる。

**8) 特別調整に選定したメリット (②問6)**

帰住先の確保・出所時の出迎え・保護上移送と福祉的支援の調整が多く挙げられている。特に、出所時の出迎えは本人はもとより刑務官においても大きな安心感につながっている。その他に「本人が他者との関わりを通じて自己表現ができるようになった事」が挙げられたのは興味深い。対象者を特別調整に選定したデメリット(②問7)は、大半は「なし」と答えた。

**9) 受刑中に刑事施設(福祉専門職等)が介護保険等の各種福祉手続の支援を行ったか (②問8)**

支援を行ったのは55%で、行わなかった理由は「必要性がなかった」「定着支援センターが担った」が各38%あった。また、「時間的余裕がなかった」「申請書類が整わなかった」も各1件あった。

帰住先は、高齢者施設が最多で35件中13件、次に「無料低額宿泊所」が多かった(4件)。

## ii) 特別調整にならなかった 28 名の福祉専門職と分類刑務官による回答

非特別調整対象者が、認知症傾向にあることが長谷川式簡易テストで示され、日常の処遇生活状況から刑務官等はそれを疑っていたが、本人不同意等のため、或いは要件 1~4 を満たしていなかったため、これら 28 名は特別調整には乗らなかった。しかし、仮に帰住地があっても、一般調整の対象者として定着支援センターが関わり福祉的支援につなげることができれば、一般調整にのせる方策も検討が必要と思われる。但し本人同意が必要なため、認知症傾向のある非特別調整対象者に対し、社会復帰支援指導等の中で福祉的支援の有効性を示し理解してもらえるようなアプローチが今後重要になってくると思われる。非特別調整で出所した者の追跡調査の結果をみればそれが分かる。

### 10) 特別調整としての要件を満たしていない場合について (③問 4)

「釈放後の住居がないこと」(要件 2) を満たしていない場合が最も多く (約 51%)、次に、「高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること」(要件 3) を満たしていないことが多かった (約 28%)。

従って、刑務官が認知症傾向と疑っても「釈放後の住居がある」ことで、福祉的支援 (特別調整) につながらないということであれば、別の方策 (一般調整等) の活用が望まれる。

### 11) 対象者への説明・聞き取りの役割分担 (③問 2) について

福祉専門職は、特別調整制度・福祉制度・サービスの説明と支援を受ける事についての意思確認については、全員が触れていた。また、分類担当者等他の職員からの情報や、身分帳を参考に面接を実施するとの回答も複数あった。他の少数回答では、生活歴の聞き取りや、対象者の障害等の特性に配慮した個別化した対応を行っている等の詳しい記載があったが、この質問への答え方・書き方が一様ではなく、これをもって福祉専門職の支援の質の違いを判断するのは難しい。分類担当刑務官の役割は、共通して、面接立会、福祉職の説明の補足、福祉の必要性の有無・福祉を希望する事についての意思確認・本人への助言・指導、福祉職への情報提供等、福祉職の補助的な役割を担っていた。

### 12) 矯正施設において対象者が特別調整「候補者」に選定されなかった理由 (③問 6)、並びに、 保護観察所において対象者が特別調整「対象者」に認定されなかった理由 (③問 7)

本人の同意が得られなかったためが半数だった。他には刑事施設内でトラブルや懲罰が多い、情緒が不安定で福祉的な対応が難しい。(刑務所) また、罪名等も理由とされた。(保護観察所)

### 13) 対象者の同意が得られなかった理由 (③問 8)

「福祉に対する拒否感がある」が約 1/4、福祉への理解不能が約 1/3、残りは「家に帰りたい」等の希望のためだった。拒否感の具体的な中身の分析が必要である。

### 14) 特別調整の説明をする上で苦慮した点 (③問 9)

福祉に対する拒否感と理解能力の欠如が多い。福祉に対する拒否感の内容 (③問 10) は、「集団生活への抵抗感や自由がない」等が約半数、「帰住地がある・親族や知人がいる」等が残りの半

数だった。

福祉への正しい理解促進と帰住地があっても福祉的支援につながりという取組みも重要と思われる。

#### 15) 対象者が特別調整にならなかったことのデメリット (③問 11)

帰住先の確保、出所時の出迎え・保護上移送と福祉的支援の調整がなかったことで、記述回答した福祉職 2 名は、支援者が確保できなかった、何の支援もできないまま出所したと答えた。

#### 16) 受刑中に刑事施設 (福祉専門職等) が、介護保険等の各種福祉手続の支援をしたか (③問 12)

支援をしたのは、約 1 割だった。支援をしなかった理由 (③問 13) は、必要性がなかったと答えたのが約 7 割、対象者が希望しなかったのは約 1 割だった。

#### 17) 受刑中に刑事施設 (福祉専門職等) が、何らかの帰住調整を行った (③問 14)

何らかの帰住調整を行ったのは、約 2 割で、帰住先 (③問 15) は、医療機関、更生保護施設、高齢者施設、家族・自宅等である。

#### 18) 帰住調整を行わなかった理由 (③問 16)

必要性がない (約 7 割)、本人が希望しない (約 2 割)、時間的余裕がない (1 回答) となっている。

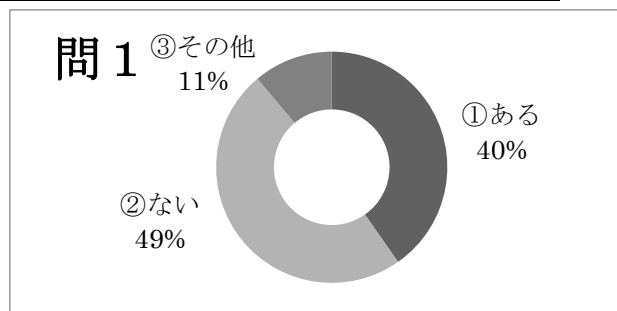
「帰住地がない」等の要件と本人の同意を満たさないため、調整の必要性が認められていない。

- 要件 1=「高齢 (おおむね 65 歳以上) であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること」、要件 2=「釈放後の住居がないこと」、要件 3=「高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること」、要件 4=「円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること」
- 一般調整とは、福祉サービスを受けることが必要と認められる障がい者・高齢者で、釈放後の帰住先がある者。

## 資料編：認知症傾向のある受刑者におけるアンケート調査結果

### 処遇部門刑務官による回答(72人分)①

問1：対象者が認知症ではないかと疑ったことはありましたか？

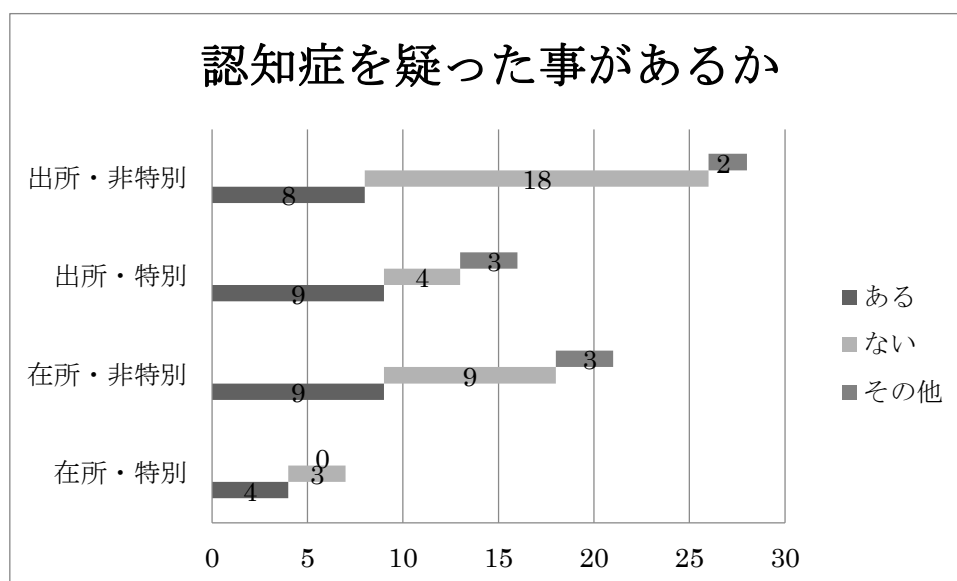


③その他（記述回答 6 件、空白 2 件）

- 移入前施設から・作業指定時には・本職が担当を引き継いだ時には、既に、認知症(疑い含む)診断がされていた： 4 回答（出所非特別 1、出所特別 3）
- 入病した際には、既に自力で全身が動かさない状態であり、言葉を発する事もできなかった。その後多少は言葉を発せられるようになったものの意思疎通は困難であった（出所非特別 1）
- 統合失調症の診断もなされ、言動からでは認知症との区別が付きにくい（在所非特別 1）

認知症を疑った事が	在所特別	在所非特別	出所特別	出所非特別	合計
①ある	4	9	9	8	29
②ない	3	9	4	18	35
③その他	0	3	3	2	8
合計	7	21	16	28	72

2016年7月31日時点



## 問2：対象者のどのような言動を見て認知症ではないかと疑いましたか？

具体的な回答記述（30回答）と問1で「その他」と答えた場合の回答数6、及びその記述も含む）を、受刑者の状況に分けて整理すると以下の通り（死亡2名含む）。

### 2016年7月31日時点で、在所中・特別調整候補

1. 2015年4月ごろから、脱いだ衣服と洗濯済みの衣類との区別がつかない、上履きの上に運動靴を履こうとする動静がある、担当職員の識別ができていない、何十年も過去のことはよく憶えているが、最近の事はあまり覚えていない。
2. トイレに行く回数が多いが失禁する事が多い。妄想と現実の区別がつかない言動が多数あった。
3. 尿意が分からず失禁が多く夜間もおむつをしていても漏らして布団を汚したり、気付くと寝ている。気がなくなり、体がやせてきており、何をするにも「嫌だ」から始まり、記憶していなかったり、作業をしたがらない場面が多々あったため、認知症を疑った。

### 2016年7月31日時点で、在所中・特別調整候補に非該当（刑期長く動きなし1名含む）

1. 日付や時間帯がわからなくなる。いつもやっている作業の方法が急にわからなくなる。
2. 死亡する2か月ほど前から夜間に徘徊したり、私物バック内の物を全て出しているといった事が続いた。排せつも自力ではできなくなり汚す事が多くなった。
3. 死亡する2～3か月前から全ての質問に対し、「はい」しか返答しなくなった。その後作業は「できません」何かしたいことは「まあええです」の返答を繰り返していた。自分から意欲的な言葉を発する事はなかった。
4. 更衣室へ入る際、服を工場におき忘れる事が数回あった。
5. 統合失調の診断もなされ、言動からでは認知症との区別がつきにくい。
6. 2016年1月頃から同じ事を何度か申し出る、実兄から受信の手紙がないにもかかわらず、何かと「兄から言われた」と言う。自分の間違いに気付かず、相手の間違いとなすりつける。
7. 2016年5月頃から、自分が使った作業道具も片づけ忘れてたり、どこにおいたか憶えていない。
8. 2015年4月ごろから、単純な告知を前日にするも、当日になって忘れていた事が多くある
9. 本人の保管私物であった書籍や筆記具が職員に盗まれた等の申し出が頻繁にあった
10. 指示・指導に従わない
11. 職員に「お宅はどうなの」等話しかける等、自分の立場がわかっていないようであった。事件の事は「済んだ事。何年も前の事」等と話し、時間の認知がずれている様子があった。過去の話を実在進行形で話す事があった。入浴を拒んだ。
12. 同じ事を何度も聞く、話す。作業をする人休みの日の区別がつかない。
13. 一度の説明では理解も覚えることもできなかったため、何度も説明する事があった

### 2016年7月31日時点で、出所・特別調整対象者

1. 2015年12月ごろから、トイレで小便を便器の周りにこぼしても、そのままであったり、食事を衣類にこぼしてもふき取ることをしない。入浴・運動を行う事を嫌がる。洗濯を

しようとして、同じ服を毎日着ようとする。昔の記憶はあるが、前日言った事を翌日には知らないと言ったり憶えがないと答える。

2. 運動終了時サンダルを間違えることが多かった。
3. 2014年12月ごろから同じ申出を何度もするようになった。
4. 言ったことに対して理解できない。同じ事を何度も聞いてくる。そわそわし、行動に落ち着きがない。小便を漏らす。
5. 作業精査時にはすでに認知症の診断を受けている。
6. 2015年2月ごろから尿意が分からずおむつを着用し、衛生係が朝夕おむつを取り替えていた。
7. 昔の事は憶えているが最近の事を思い出せない。前日に便を漏らして職員に処理してもらった事を忘れていた。
8. 自分の年が分からない。覚えた作業ができない。ここがどこかわからない。
9. 既に認知症の診断あり
10. 移入前施設から既にアルツハイマー型認知症の疑いの診断がされていた
11. 作業席に座ってられない

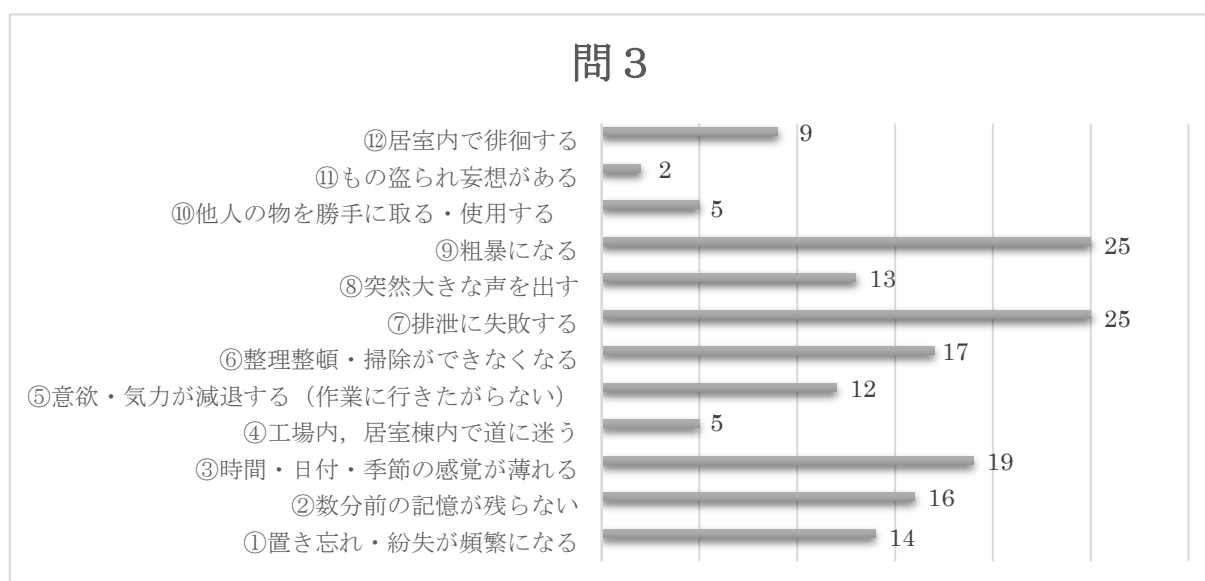
#### 2016年7月31日時点で、出所・非特別調整

1. 入所時から居室内において壁に向かい独り言を述べたり、単独室にもかかわらず、「同居者がうるさいんです」と述べたり、何者かに対し説教していた。
2. 当所入所時、2014年12月頃から訓練での間違いが多く、作業指定となつてからも上衣のボタンの掛け違い等が頻繁に見受けられた。
3. 同じ注意を何度も何度もすることがあった。失禁した事を憶えていない事があった。
4. 在所中に家族が迎えに来ている旨の申し出が何度もあった（迎えに来ない）。
5. 居室内において頻繁に壁や扉を小刻みに拳で小突いたり、独特の節回しで放歌を繰り返した
6. 物忘れが多い。但し、都合のよい事は覚えている。都合の悪い事はすぐ忘れるため、認知症であるかどうかの判断がつきにくかった。
7. 入病した際には既に自力で全身が動かさない状態であり、言葉を発する事もできなかった。その後、多少は言葉を発せられるようにはなったものの、意思疎通は困難。
8. 本職が担当を引き継いだ時には既に認知症の診断を受けていた。
9. トイレを失敗する事が多く失禁・おねしょが多く、おねしょ防止おむつを使用させていた。物忘れが多く、指導に対し突然激高し怒りだす等の言動が見られ、意味が分からなくなると大声を発する場面があったため、認知症を疑った。



問3：在所期間中、対象者に次の行動は見られましたか？（複数回答可）

①置き忘れ・紛失が頻繁になる	14
②数分前の記憶が残らない	16
③時間・日付・季節の感覚が薄れる	19
④工場内、居室棟内で道に迷う	5
⑤意欲・気力が減退する（作業に行きたがらない）	12
⑥整理整頓・掃除ができなくなる	17
⑦排泄に失敗する	25
⑧突然大きな声を出す	13
⑨粗暴になる	25
⑩他人の物を勝手に取る・使用する	5
⑪もの盗られ妄想がある	2
⑫居室内で徘徊する	9
回答数合計	162



問4：対象受刑者の処遇について最も苦慮した点は何ですか？

具体的な回答記述（49 回答）を、受刑者の状況に分けて整理すると以下の通り（死亡 2 名含む）。

**2016 年 7 月 31 日時点で、在所中・特別調整候補**

1. 過去に物品のやりとりでの違反が数回続いたため、居室については単独室にし、他工場において腰痛を理由に就業を拒否したことがあるため作業は産業にした。
2. 着替えや入浴に介助が必要だが自分でやりたがり、介助者に粗暴な言動をする。感情の抑制が上手くできず、些細なことで暴行してしまう。金銭感覚がなく、必要以上の日用品等を購入しようとする

3. 意思の疎通が図れない。更衣に介助が必要。夜間に物音を立てる、大声を出す。
4. おむつ交換のため夜間も部屋に入り介助しなければならない事。指示に従わず、面倒くさになってしまう事。現在は介護福祉士が行っているが、入浴に介助が必要である事。

**2016年7月31日時点で、在所中・特別調整候補に非該当**（刑期長く動きなし1名含む）

1. 多弁でおせっかいのため同衆トラブルに注意（個別指導3回行った）。
2. 思い込みが激しい。
3. 夜間徘徊、排泄ミス、自力摂取困難。最終的には意思疎通もできなくなり、全てにおいて介助が必要となった。（死亡）
4. 食事以外は全て介助を必要とした。整理整頓も掃除も全くできなかった。（死亡）
5. 排泄が上手くできず靴で踏みそのまま向上を歩くなどした事が数回ある。
6. 排泄失敗の恐れがあるためおむつを使用していた。
7. 意思の疎通が困難であり、更衣・入浴・食事等に介助が必要である
8. 職員に対して強い不信感を抱き、指示等に素直に従わず、反抗的であったので、説諭に時間を要した事
9. 職員の指示が理解できない
10. 作業等を個人的に指導。
11. 心配性なのか、毎日同じ申出をしてくる（腰が痛い、排便ない等）。顔そりシェーバーを何度か壊している。使い方を理解していない。
12. 入所当時は、おむつを使用しており、毎朝職員が交換していた。作業をほとんどしなかったが、出所近くなった頃から少しずつ行っていた。職員に水をかけたり、「早く家に帰りたい。なぜ出してくれないの」等居室扉を叩いたり大声を出す事があった。
13. 頑固で言い出したら聞かない。指導にも従わない事があった。口で上手く伝えられないからか、同衆に手を出す事があったため、出業時は一人だけ別でさせ、接触がないよう気をつけた
14. 同様の指示を繰り返し行わないといけない

**2016年7月31日時点で、出所・特別調整対象者**

1. 年齢も刑務所にいる理由も釈放日も理解していない程に能力が低いうえに、両耳難聴のために意思疎通が難しく、理解できなくても適当に返事していると思料する場面も多く、所内の規律や職員の指示を理解できずに無断離席しようとする動静や、風邪が長引いた際に診察させても投薬拒否する等（移入前施設でも投薬拒否あり）、対応に苦慮した。
2. 職員の指示を聞かない（入浴しない、掃除、服にこぼれた汁を拭き取ろうとしない）。入浴介助を実施（髭・身体を自分でやろうとしない）。
3. 同室者とのトラブルが多かったように思う。
4. 作業に集中せずわき見・無断離席を頻繁に繰り返すため何度も注意した。
5. 何度も同じ説明を繰り返す事。
6. 対人トラブル。勝手に独歩してしまう。意味不明な行動がある。
7. 認知症を疑う行動は多数の対象者が断続的にあるため、よく憶えていないのが実状。氏名だけでは記憶喚起は厳しい。

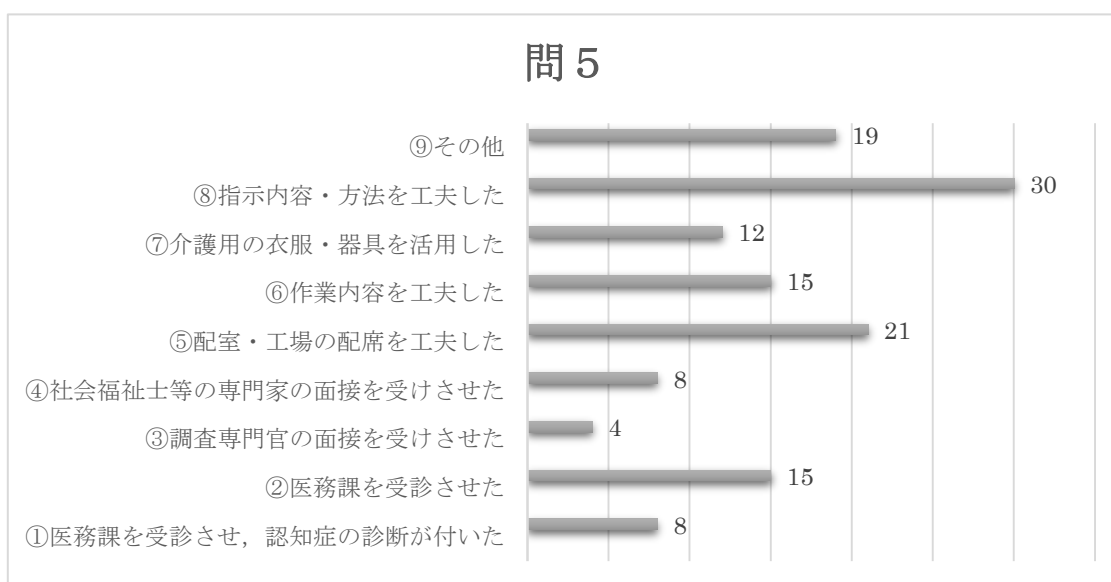
8. 入浴に介助が必要であった事
9. 便を漏らしても気付かないため同室者とトラブルになる事があった。
10. 転倒してよくけがをした。意思の疎通が全くできず、うなずくのみだったので、指示のしようすらなかった。
11. 自分の思い通りにならないと大声を上げ暴れる

#### 2016年7月31日時点で、出所・非特別調整

1. 入浴介助が必要。半身まひがあったため、共同生活時、同室の者が掃除・洗い物等行ったため、同室者が不満など持たないようにした。
2. 前ぶれや申出等なく、突然、体調不良になる。
3. 居室内の整理整頓ができない。自分で洗濯ものを出す事ができない。
4. 耳も遠く、自己中心的であり、他人と対比し自分がしてもらえない事に自己都合で文句を言う事が多い。そのため、定期的に願い事を聞きとって対処した。工場には出役させたが、その他は同衆とのトラブルもあり個室とした。
5. 時折、作業中及び共同室（6人部屋）において、独語（声を出さずクチパク）らしき行動はあったが、指摘すると「すみません」と述べ止める。対職員及び受刑者同士のトラブルは在所中はなかった。
6. やや能力は低い、作業に意欲的に取り組んでいたため、資格取得（農業技術検定3級）の勉強に取り組ませた。最終的に合格したが、勉強に対する苦手意識が強く、繰り返し励まして動機づくりを図る必要があった。
7. 本人の訴えが全く把握できず、何をどうして欲しいのか分からぬまま本人が退所となった。
8. 粗暴性があった時、排泄・食事・入浴は動けなかったため、全介助だったが、介助者に対し暴言を吐いていた事、物盗られ妄想がひどかった事等
9. 返事はよくても分かっている事が多かった。
10. 指示指導が全く理解できない。身の回りの事が食事以外できない。
11. 指示に対してすぐに反抗する事があった。
12. 物忘れが頻繁にあり、作業中含め指示指導等を忘れることがあった。何度も繰り返し告知しなければならなかった（3件）
13. 放歌・騒音等により一般居室での生活が困難であった事。トイレでの排尿・排袋を便ができず、垂れ流しの状態のため、職員が衣類の脱着を管理するため本人に介護用衣類を使用させ、手袋を着装させた上で、朝昼夜食事毎におむつ交換した。入浴の際の洗体・洗髪も職員で行った事。
14. 頭に血が上ると感情をコントロールできず、同衆とトラブルになる
15. 漢字が書けない
16. 他人の嫌がる事を理解できない。何度指摘されても返事のみ。聞いていないのか、覚えていないのか不明。集団生活ができずに単独室に移動した。
17. 転倒防止のため背もたれ付の椅子を使用させ作業させた。移動の際は介助者をつけた。
18. 着替えや入浴を嫌がり、こちらで対処しようとするとうるさくして怒りだし、物を投げつける等が頻繁にあった。

問5：対象者の処遇上、配慮・工夫を行ったことがあれば教えてください。（複数回答可）

①医務課を受診させ、認知症の診断が付いた	8
②医務課を受診させた	15
③調査専門官の面接を受けさせた	4
④社会福祉士等の専門家の面接を受けさせた	8
⑤配室・工場の配席を工夫した	21
⑥作業内容を工夫した	15
⑦介護用の衣服・器具を活用した	12
⑧指示内容・方法を工夫した	30
⑨その他	19
回答数合計	132



⑨その他 記述回答：（19回答中、空白は1件）：

1. できるだけ手を動かす作業をさせた。休み時間に伝い歩きをさせた。
2. 工場内を歩かせた
3. 自分で判断する事は難しいが、指示すれば大体できた。必要があれば、その都度指示した。
4. 願い事は定期的に聞きとる。
5. 高齢のため養護工場で就業させていたが、養護工場の受刑者の中では手が器用な方であり、工場が一番難しい作業を行っていた。
6. 医務課の職員へアドバイス等、情報を入れるよう心掛けた。
7. 衣服がボタン付けでなくマジックテープでとめるものを使用
8. （回答者の）記憶があいまいでよく憶えていない。
9. 分かりやすい言葉で説明する

10. 転倒により頭部を打つこともあったため、その際は医務課に連絡し、看護師に診てもらった
11. 医務課の職員へ細かい情報等を常に提供した。
12. 同じ指導を再三行った。
13. 医務課の職員へ日中及び夜間の様子や状態を細かく提供するよう心掛けた。
14. おむつ着用
15. 作業療法士や看護師などで脳の衰退防止や身体機能回復訓練を実施している。
16. 自分で保管私物の管理を行わせている
17. ほとんど作業を行っていなかったが、調査・懲罰には付していない。部屋の中に必要最低限の衣類等しか置かなかった（汚すため）
18. 指導に従わなくても調査・懲罰を科していない

## 資料編：認知症傾向のある受刑者におけるアンケート調査結果

### 既に出所した特別調整対象者 16 名に関して (②-i)

問 1：福祉専門官若しくは①社会福祉士ですか又は②分類担当刑務官ですか。

(※退職等により人数が異なる)

①福祉専門官又は社会福祉士 15名

②分類担当刑務官 16名

問 2：対象者への説明・聞き取りはどのように分担していますか。御自身の役割に応じ記入してください

①福祉専門職の役割：

1. 心身状況・帰住先希望地・親族状況等の確認。両耳難聴のため視覚に訴える資料を作成し筆談も交えて説明。前回の面接内容を憶えておらず、都度説明。外部機関が面接の際は同席し本人に補足説明。年金紹介・帰住希望地確認・介護認定・医師の診察、都度同意確認。
2. 入所時に出所時に保護が必要であるかの判断をするため、身分帳や工場担当職員や医務課職員からの情報提供してもらい資料作成したものを土台に面接を実施する
3. 刑務官立ち会いの下、直接対象者本人から聞きとり、説明を行っている。不足している情報は処遇医務から収集する。
4. 面接の構成、進行、特別調整の説明、説明資料の収集 (2 回答)
5. 面接の構成、進行、特別調整の説明、図示、説明資料の収集
6. 認知症であるため、面接内容等を忘れていた事が多いこともあり、出所日まで週 1 回のペースで顔を合わせ出所後の生活における支援の重要性について説明を行った
7. 説明及び聞き取りについて福祉職が全般に担当している (3 回答)
8. 対象者に対するアセスメントや特別調整に係る福祉的な説明等は基本的に福祉専門職が行っており、刑務所内の手続きについては分類担当刑務官が行っている、両者で一緒にケース運営をしていくことから、関係づくりや動機付け等協力して働きかけをしている。
9. 地域生活における生活能力をどの程度持っているか状態を把握する(支援方針を立てるための社会的診断) 場面、対象者の障害等の特性に配慮した個別化した対応が必要な場面、分からない事等を尊重、受容し、対象者の抱える困難さを排除しない事で刑務官とは違う立場から対象者にアプローチし、支援関係を構築して支援を行う場面などにおいて分担している。
10. 面接、福祉制度・サービスの説明、特別調整の説明・書類の作成
11. 特別調整候補者の選定、特別調整の概要説明、意向確認、個人票作成のための聞き取り (2 回答)

②分類担当刑務官の役割：

1. 特別調整に係る面接がある際は連行を担当し、面接がある事を説明し、安心感を持たせるようにした。本人の申述内容は支離滅裂で信憑性が乏しいため、工場での様子を担当職員から情報収集し社会福祉士に伝えた
2. 被收容者を連行し、社会福祉士との面接に立会し、質問等を補助する。
3. 福祉面接時の迎え・面接立会、本人の動静や生活面を福祉専門官に報告する。その他円滑に進むよう手配する。
4. 対象者の連行、面接の立会、所内規則の説明、担任職員等からの情報収集、社会福祉士による面接の補助（3回答）
5. 対象者の成育歴、職歴、犯罪歴、IQ、身体・精神の障害の有無などの確認を分類担当刑務官、社会福祉士が行い、質問内容等を決定したり、社会福祉士が対象者への質問、聞き取り、福祉制度、特別調整について説明している。
6. 処遇調査の段階で特別調整が必要と思われたため、社会福祉士に引き継いだ。
7. 面接立会、福祉の必要性の有無・福祉を希望する事についての意思確認（2回答）
8. 社会福祉士や地域生活定着支援センターの面接に立ち会うが、其々の面接者が福祉専門の職員であるため、刑務官が特段に説明や聞き取りを行う事はない。
9. 対象者と面接を実施する際は、福祉専門官も同席して面接を実施しているが、基本的には特別調整を含む福祉的支援に関する説明や聞き取りは福祉専門官が行い、その他の刑務所内の手続き等に関する事については刑務官が対応している。
10. 専門職の説明の中で、専門用語や分かりにくい事について、内容を刑務所内の生活に落とし込んで例える等して、本人のレベルに合わせた説明をする。聞き取りについては、可能であれば、面接終了後に本音の聞きだしを図る。
11. 面接の段取り・遂行・立会、特別調整の説明
12. 福祉士の特別調整制度の説明を補足、施設入所の意思確認、今後の流れについての説明
13. 特別調整の細かい説明、より分かりやすく。施設入所の意思確認

問3：特別調整の説明をする上で、苦慮した点はありますか？（複数回答可）

問3	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①福祉に対する拒否感がある	3	2	5
②会話が成立しない	7	4	11
③説明を記憶できない（何度も説明が必要）	10	8	18
④絵や文字を理解できない	2	2	4
⑤福祉や特別調整の意味が理解できない	10	6	16
⑥特になし	1	6	7
⑦その他	2	1	3
回答合計	35	29	64

⑦その他（記述回答）

福祉専門職による記述回答（うち1件空白）

1. 了解困難な態度・言動変化が散見  
分類担当刑務官による記述回答 1件は空白

問4：特別調整の同意書を取得する際に、苦慮した点はありますか？（複数回答可）

問4	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①福祉に対する拒否感がある	3	2	5
②会話が成立しない	5	4	9
③説明を記憶できない（何度も説明が必要）	8	5	13
④絵や文字を理解できない	3	1	4
⑤福祉や特別調整の意味が理解できない	8	6	14
⑥特になし	1	6	7
⑦その他	3	2	5
回答合計	31	26	57

⑦その他 記述回答

福祉専門職による記述回答（うち2件空白）

1. 機嫌が悪く、同意に時間を要した

分類担当刑務官による記述回答

1. 福祉士が同意書取得を担当
2. 社会福祉士による面接で本人が話す内容がよく変わる事

問5：福祉に対する拒否感の具体的な内容はどのようなものでしたか？（複数回答可）

問5	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①自由がない	2	2	4
②集団生活に抵抗感がある	1	2	3
③帰住先がある	0	0	0
④頼れる親族や知人がいる	2	1	3
⑤仕事がある	3	0	3
⑥他人の世話になりたくない	2	1	3
⑦その他	3	0	3
回答合計	13	6	19

⑦その他 記述回答

福祉専門職による記述回答（うち1件空白）

1. 元ホームレスであり、福祉サービス自体理解できない
2. 入所前の記憶のみで話すため、信憑性がない事が多い



問6：特別調整に選定したメリットは何ですか？（複数回答可）

問 6	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①受刑中に帰住先が決まった	11	11	22
②福祉サービス等の調整が円滑に整った	7	10	17
③受刑中から外部の福祉機関・自治体等との接点を円滑に持つことができた	8	7	15
④対象者の「福祉・行政への信頼」が増した	2	2	4
⑤出所時の出迎えがあった	10	12	22
⑥その他	8	3	11
回答合計	46	45	91

⑥その他

福祉専門職による記述回答（うち3件空白）

1. 入所中に認知機能が低下した
2. 帰住先施設の近隣施設に保護上移送できた（2回答）
3. 対象者が社会福祉士、外来者との面接を繰り返す事により、現実見当識（時間や季節がわかる、今いる場所がわかる、その人が誰かわかる）の維持ができた。自分の不安や困りごとを自分の言葉で表現しやすくなった。コミュニケーションの向上
4. 出所先の地域生活定着支援センターが迎えに来たが、本人は「知人宅へ行く」と言い乗車拒否したが持ち金がなくなった際(出所して3日後)に同センターに水から連絡をしてきて入所予定だった施設に入所となった。自ら SOS ができた事

分類担当刑務官による記述回答

1. 保護上移送により、帰住先施設の近隣施設に送る事ができた。（3回答）

問7：対象者を特別調整に選定したデメリットはありましたか？

問 7	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①あり（内容：記述回答）	1	1	2
②なし	10	15	25
③分からない	3	0	3
回答合計	14	16	30

①あり（内容：記述回答）

福祉専門職による記述回答

1. 前刑時も特別調整の対象者で出所している(2度目)ことから、定着支援センターの職員となれ合いになってしまい、本人がいい意味での緊張感がなかった。本人は「再犯をしても出所後の帰住先には困らない」「自分は特別に何度でも出所後の施設を探してもらえる」と言う間違った意識を持ってしまった。

分類担当刑務官による記述回答 1件空白

問8：受刑中に刑事施設（福祉専門職等）が、介護保険等の各種福祉手続の支援をしましたか？

問 8	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①行った	6	10	16
②行わなかった	7	6	13
回答合計	13	16	29

問9：支援をしなかった理由は何ですか？

問 9	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①必要性がなかった	2	3	5
②対象者が希望しなかった	0	0	0
③時間的余裕がなかった	1	0	1
④地域生活定着支援センターが担った	3	2	5
⑤その他	1	1	2
回答合計	7	6	13

⑤その他 記述回答

福祉専門職による記述回答

1. 自分で判断する事は難しいが、指示すれば大体できた。必要があれば、その都度指示した。

分類担当刑務官による記述回答

1. 知的障害の度合いが強く療育手帳の申請を検討したが、高齢であり申請書類が整わなかった。

問10：帰住先を把握していたら教えてください

問 10	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①医療機関入院	1	2	3
②高齢者施設入所	6	7	13
③生活保護施設入所	2	0	2
④指定更生保護施設入所	0	1	1
⑤更生保護施設入所	1	2	3
⑥自立準備ホーム入所	2	1	3
⑦出所日までに帰住先が決まらなかった	1	1	2
⑧その他	6	2	8
回答合計	19	16	35

⑧その他 記述回答

福祉専門職による記述回答 6件（うち1件空白）

1. 民間アパート (1) / 2. 無料低額宿泊施設 (2)
3. 障害者・高齢者支援住宅 (1) / 4. 障害者支援施設 (1)

分類担当刑務官による記述回答

1. 無料低額宿泊所 (2)

## 資料編：認知症傾向のある受刑者におけるアンケート調査結果

### 既に出所した非特別調整対象者 28 名に関して（②- ii）

問 1：福祉専門官若しくは①社会福祉士ですか又は②分類担当刑務官ですか。

（※退職等で人数が異なる）

①福祉専門官又は社会福祉士 21 名

②分類担当刑務官 24 名

問 2：対象者への説明・聞き取りはどのように分担していますか。御自身の役割に応じ記入してください

①福祉専門職の役割：

1. 地域生活における生活能力をどの程度持っているか状態を把握する（支援方針を立てるための社会的診断）場面、対象者の障害等の特性に配慮した個別化した対応が必要な場面、分からない事等を尊重、受容し、対象者の抱える困難さを排除しない事で刑務官とは違う立場から対象者にアプローチし、支援関係を構築して支援を行う場面などにおいて分担している。
2. 生活歴の聞き取りをしながら、これまでの福祉サービス利用歴や認知症の有無などを確認する。特別調整の説明を図等を利用して分かりやすいように説明をしている。
3. 特別調整についての説明、支援を受ける事についての意思確認、個人情報を外機関に出す事についての説明
4. 面接をしていない
5. 説明・聞き取りについて全般に担当している
6. 分類担当者から事前に概要の説明を受けて本人面接を行っている
7. 入所時に出所時に保護が必要であるかの判断をするため、身分帳や工場担当職員や医務課職員からの情報提供してもらい資料作成したものを土台に面接を実施する
8. 本人に対し釈放後の生活意向について聴取した後、福祉的支援（特別調整含む）の説明を行い、福祉的支援に対する意向を確認している。
9. この対象者に関しては福祉支援を行っていない・面接していない
10. 通常、分類部門の職員等から特別調整対象者として説明・聞き取りを実施してほしいと依頼を受ける等特別調整対象者となりうるものに対しては面接等を実施しているが、本対象者については、引受を希望する親族がいたことから、特別調整対象者として説明・聞き取りは行わなかった
11. 寮ごとに担当を決めている
12. 出所時 65 歳以上の者・m 指標及び s 指標の者について全員リストを作成し、次回審査会予定の者を把握し審査会リストを作成する。この時、帰住先がある者については、面接をせず否決としている。帰住先がないものについては、書信・面会の内容を確認し、頼れる知人等がいる場合や好訴性が高いものについては否決としている。また、所内の行状が悪いものについては、懲罰等の内容を処遇部にある身分帳の情報収集しているが、面接を実施するかどうかについては、分類担当職員の許可を得る必要がある。
13. 面接、福祉制度対象者と思われる受刑者に対しては特別調整の説明・書類の作成、福祉制度・サービスの説明
14. 面接・福祉サービスの説明・身体障害者手帳の申請
15. 高齢要件に該当していたことから、特別調整候補者リストとして情報を把握してい

たが、刑の終了予定日の1年2か月前に生活環境調整により引受人の元へ帰住可となり、仮釈放が決定していたため、意向調査面接は実施していない。また、特別調整候補者として検討していない。

16. 高齢要件に該当していたことから、特別調整候補者リストとして情報を把握していたが、刑の終了予定日の1年前に生活環境調整により引受人の元へ帰住可となり、仮釈放が決定していた。引受人と毎月1~2回面会・書信のやり取りがあったことから、特別調整意向調査面接は実施していない。また、特別調整候補者として検討していない。
17. 分類部門刑務官と釈放時調査面接実施、特別調整について概要説明・意向確認。特別調整個人票作成のための聞き取り。
18. 支援は不要と考え介入なし。精神薬(睡眠薬)を服用していたため、精神保健及び精神保健福祉に関する法律第26条の通報対象者とし、帰住地の保健所へは情報提供を行った。措置診察不要。

## ②分類担当刑務官の役割：

19. 刑執行開始時調査において調査専門官から連絡がある。工場配役の審査会時に状態確認し社会福祉士に連絡。社会福祉士と共に面接。面接は二人以上で行い記録を残している
20. 専門職の説明の中で、専門用語や分かりにくい事について、内容を刑務所内の生活に落とし込んで例えるなどして、本人のレベルに合わせて説明をする。聞き取りについては、可能であれば面接終了後に本音の聞きだしを図る
21. 本人の動静などを実際に確認(歩行状況や居室内の動静、整頓状況等)、現場職員工場担当等から聞き取りを行い、福祉的支援の可否を検討。社会福祉士の面接に立会い、社会福祉士の補助的な役割として助言・指導
22. 特別調整の説明、支援を受ける事についての意思確認、支援を受ける事の必要性の説明
23. 本人に対しては役割分担せず、特別調整の説明と支援を受ける事についての意思確認を実施。支援を受ける事の必要性について説明
24. 面接立会、福祉の必要性の有無・福祉を希望する事についての意思確認
25. 本人を車いすを使用して連行し、上手く言葉にできない言葉等を代わりに説明。現場での様子を担当職員に聞き、社会福祉士に伝えた。
26. 面接の段取り・本人との面接時の連行・立会
27. 本対象者に関しては特段の対応を行っていない(釈放当日は知人雇い主の出迎えあり)
28. 対象者は入所時の平成24年3月刑執行開始時調査もでき、物忘れが多いと感じながらも職員の問いかけは理解できていた。対象者の妹が引き受け意思示し、保護観察所からの生活環境情報通知書も妹受入れ可と回答されていた。平成26年後半から対象者の認知症が強まり、妹夫婦が面会に来た時もほとんど会話ができない状況であったことから、妹夫婦は出所後、対象者の後見人となり福祉施設に入所させる旨を述べたことから、対象者に対して特別調整の働きかけは実施しなかった
29. 対象者の特徴や人間性等の福祉士の面接だけでは把握できない部分の情報提供
30. 考査係(分類担当刑務官)は、刑執行開始時調査において、障害や福祉手帳の有無や出所後の意向確認し、福祉施設の必要性は低いため、特別調整の説明は行っていない。保護係(分類担当刑務官)は、刑の終了予定日の1年前に帰住先(仮釈放)が決定していたため、特別調整の説明は行っていない。
31. 満期釈放となる旨の言い渡し。本人の抱えている問題等の聞き取りを実施

問3：対象者を、特別調整「候補者」にしようと検討されましたか？

(※同一対象者とは限らない)

問3	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
検討した	4	7	11
検討していない	17	17	34
回答合計	21	24	45

問4：検討されなかった理由は何ですか？ (※同一対象者とは限らない)

問4	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①要件1～4を満たしていなかった	23	20	43
②時間的余裕がなかった	0	0	0
③その他	5	7	12
回答合計	28	27	55

③その他 記述回答

福祉専門職 (空白一件)

1. 本人がどうしても希望しなかった
2. 本人が寝たきりの状態で同意が得られなかった (医療機関へ帰住)
3. 特別調整について理解できない。認知症等により判断能力がないと考えた。
4. 妻を引受人として設定し環境調整中であったため
5. 記憶があいまいでよく憶えていない。
6. 更生保護施設への帰住が決まったから

分類担当刑務官

1. 内妻の元に帰住すると述べたため
  2. 意思疎通が困難であり同意が得られなかった
  3. 特別調整の制度を理解できず、同意も得られなかったため
  4. 妻を引受人として設定、環境調整中であったため
  5. 更生保護施設への帰住が決定した
  6. 要件を満たしていなかった
  7. 仮釈放対象
- ◇ 要件1＝「高齢（おおむね65歳以上）であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること」
  - ◇ 要件2＝「釈放後の住居がないこと」
  - ◇ 要件3＝「高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること」
  - ◇ 要件4＝「円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること」

① 件1～4を満たしていなかった 内訳：

問4①	要件1	要件2	要件3	要件4	回答合計
福祉専門職	1	12	6	4	23
分類担当刑務官	0	10	6	4	20
回答合計	1	22	12	8	43

問5：対象者は、処遇審査会で特別調整「候補者」に選定されましたか？

問5	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①なった	3	3	6
②ならなかった	5	5	10
回答合計	8	8	16

問6：対象者が特別調整「候補者」に選定されなかったのはなぜですか？（複数回答可）

問6	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①対象者の同意が得られなかった	3	3	6
②疾病のため医療優先と判断	1	0	1
③情緒が不安定で福祉的な対応が難しい	0	1	1
④刑事施設内でトラブルや懲罰が多い	1	1	2
⑤罪名	1	0	1
⑥その他	0	1	1
回答合計	6	6	12

⑥その他 記述回答

分類担当刑務官：帰住先があった

問7：保護観察所において対象者が特別調整「対象者」に認定されなかった理由が分かれば教えてください。

問7	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①対象者の同意が得られなかった	2	2	4
②疾病のため医療優先と判断	0	1	1
③情緒が不安定で福祉的な対応が難しい	0	0	0
④刑事施設内でトラブルや懲罰が多い	0	0	0
⑤罪名	0	1	1
⑥その他	1	1	2
⑦不明	0	0	0
回答合計	3	5	8

⑥その他 記述回答

福祉専門職・分類担当刑務官：高齢の割に元気であり、更生緊急保護で対応可能と判断されたため

問8：対象者の同意が得られなかったのはなぜですか？（複数回答可）

問 8	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①福祉に対する拒否感がある	2	2	4
②会話が成立しない	1	0	1
③説明を記憶できない（何度も説明が必要）	1	0	1
④絵や文字を理解できない	0	0	0
⑤福祉や特別調整の意味が理解できない	2	0	2
⑥その他	3	5	8
回答合計	9	7	16

⑥その他 記述回答

福祉専門職

1. 本人自身が困っている事に気付きにくい、発信できない
2. 親族に連絡を取る事を拒否した
3. 自宅へ帰住するという意思が強かった(親族は受け入れ拒否)

刑務官

1. 本人の現状を本人自身が十分に理解していない
2. 帰住希望地が二転三転した
3. 自分は大丈夫だと思いこんでいる
4. 親族に連絡を取る事を拒否
5. 自宅に帰りたい意思が強かった

問9：特別調整の説明をする上で、苦慮した点はありますか？（複数回答可）

問 9	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①福祉に対する拒否感がある	2	7	9
②会話が成立しない	1	2	3
③説明を記憶できない（何度も説明が必要）	3	2	5
④絵や文字を理解できない	2	0	2
⑤福祉や特別調整の意味が理解できない	3	4	7
⑥特になし	4	3	7
⑦その他	10	8	18
回答合計	25	26	51

⑦その他 記述回答

福祉専門職・分類担当刑務官

1. 特別調整対象者でなかったため、特別調整の説明をしていない（14 回答）
2. 帰住先、引受人がいたため、特別調整の説明をしていない（福祉専門職）
3. 帰住先が決定していたため、社会福祉士の面接は実施していない（福祉専門職）
4. 親せきがいると主張した（刑務官）
5. 自分は大丈夫だと思いこんでいる（刑務官）

問10：福祉に対する拒否感の具体的な内容はどのようなものでしたか？（複数回答可）

問10	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①自由がない	2	2	4
②集団生活に抵抗感がある	2	4	6
③帰住先がある	1	5	6
④頼れる親族や知人がいる	1	5	6
⑤仕事がある	0	0	0
⑥他人の世話になりたくない	1	0	1
⑦その他	0	1	1
回答合計	7	17	24

⑦その他 記述回答：分類担当刑務官 空白1

問11：対象者が特別調整にならなかったことでのデメリットはありましたか？

問11	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①あり	4	2	6
②なし又はそもそも福祉的支援が不要であった	16	14	30
③分からない	2	7	9
回答合計	22	23	45

①ありと答えた記述回答（福祉職のみ記述回答2あり）；支援者が確保できなかった、何の支援もできないまま出所した

問12：受刑中に刑事施設（福祉専門職等）が、介護保険等の各種福祉手続の支援をしましたか？

問12	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①行った	2	3	5
②行わなかった	17	19	36
回答合計	19	22	41

問13：支援をしなかった理由は何ですか？

問13	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①必要性がなかった	13	13	26
②対象者が希望しなかった	1	5	6
③時間的余裕がなかった	0	0	0
④地域生活定着支援センターが担った	0	0	0
⑤その他	2	1	3
回答合計	16	19	35

⑤その他 記述回答

福祉専門職・分類担当刑務官

1. 更生緊急保護を受ける事が在所中に決定したから
2. 独自調整は積極的に行っていない



問 14：受刑中に刑事施設（福祉専門職等）が、何らかの帰住調整を行いましたか？

問 14	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①行った	4	5	9
②行わなかった	14	16	30
回答合計	18	21	39

問 15：帰住調整の結果はどうになりましたか？

問 15	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①医療機関入院	2	2	4
②高齢者施設入所	1	1	2
③生活保護施設入所	0	0	0
④指定更生保護施設入所	0	0	0
⑤更生保護施設入所	2	1	3
⑥自立準備ホーム入所	0	0	0
⑦出所日までに帰住先が決まらなかった	0	0	0
⑧その他	2	2	4
回答合計	7	6	13

⑧その他 記述回答

福祉専門職・分類担当刑務官

1. 自宅
2. 配偶者夫
3. 有料老人ホーム入所予定で出所した
4. 親族長男

問 16：帰住調整を行わなかった理由は何ですか？

問 16	福祉専門職	分類担当刑務官	回答合計
①必要性がなかった	10	11	21
②対象者が希望しなかった	1	5	6
③時間的余裕がなかった	1	0	1
④地域生活定着支援センターが担った	0	0	0
⑤その他	2	2	4
回答合計	14	18	32

⑤その他 記述回答

福祉専門職・分類担当刑務官共に

1. 保護観察所が更生緊急保護を受ける事を決めてくれたため
2. 引受人がいたため



認知症傾向のある受刑者におけるアンケート調査

（既に出所した者（特別調整対象者））

通し番号 \_\_\_\_\_ 番

○回答方法：

対象者（通し番号の受刑者）個人について、該当する項目1つに○を付けてください。  
（複数を選ぶ問いもありますので御注意ください）

問1：福祉専門官若しくは社会福祉士ですか又は分類担当刑務官ですか。

- ①福祉専門官又は社会福祉士                      ②分類担当刑務官

問2：対象者への説明・聞き取りはどのように分担していますか。御自身の役割に応じ①又は②に記入してください

① 分類部門の刑務官の役割：

② 福祉専門職の役割：

問3：特別調整の説明をする上で、苦慮した点がありますか？（複数回答可）

- ①福祉に対する拒否感がある                      ③説明を記憶できない（何度も説明が必要）  
②会話が成立しない                                  ④絵や文字を理解できない                      ⑤福祉や特別調整の意味が理解できない  
⑥特になし    ⑦その他（    ）

問4：特別調整の同意書を取得する際に、苦慮した点がありますか？（複数回答可）

- ①福祉に対する拒否感がある（問5へ）  
②会話が成立しない                      ③説明を記憶できない（何度も説明が必要）  
④絵や文字を理解できない                      ⑤福祉や特別調整の意味が理解できない                      }（問6へ）  
⑥特になし                                      ⑦その他（    ）

問5：福祉に対する拒否感の具体的な内容はどのようなものでしたか？（複数回答可）

- ①自由がない    ②集団生活に抵抗感がある  
③帰住先がある                                      ④頼れる親族や知人がいる  
⑤仕事がある    ⑥他人の世話になりたくない  
⑦その他（    ）

問6：特別調整に選定したメリットは何ですか？（複数回答可）

- ①受刑中に帰住先が決まった  
②福祉サービス等の調整が円滑に整った  
③受刑中から外部の福祉機関・自治体等との接点を円滑に持つことができた  
④対象者の「福祉・行政への信頼」が増した  
⑤出所時の出迎えがあった  
⑥その他（    ）

）  
裏面へ続く

問7：対象者を特別調整に選定したデメリットはありましたか？

- ①あり（内容： )
- ②なし
- ③分からない

問8：受刑中に刑事施設（福祉専門職等）が、介護保険等の各種福祉手続の支援をしましたか？

- ① 行った（問10へ）
- ②行わなかった（問9へ）

問9：支援をしなかった理由は何ですか？

- ①必要性がなかった
- ②対象者が希望しなかった
- ③時間的余裕がなかった
- ④地域生活定着支援センターが担った
- ⑤その他（ )

問10：帰住先を把握していたら教えてください

- ①医療機関入院
- ②高齢者施設入所
- ③生活保護施設入所
- ④指定更生保護施設入所
- ⑤更生保護施設入所
- ⑥自立準備ホーム入所
- ⑦出所日までに帰住先が決まらなかった
- ⑧その他（ )

御協力、ありがとうございました。

認知症傾向のある受刑者におけるアンケート調査

（既に出所した者（非特別調整対象者））

通し番号 \_\_\_\_\_ 番

○回答方法：

対象者個人（通し番号の受刑者）について、該当する項目 1 つに○を付けてください  
（複数を選ぶ問いもありますので御注意ください）

問 1：福祉専門官若しくは社会福祉士ですか又は分類担当刑務官ですか。

- ①福祉専門官又は社会福祉士                      ②分類担当刑務官

問 2：対象者への説明・聞き取りはどのように分担していますか。御自身の業務に応じ①又は②に記入してください。

① 分類部門の刑務官の役割：

② 福祉専門職の役割：

問 3：対象者を、特別調整「候補者」にしようとして検討されましたか？

- ①検討した（問 5 へ）                      ②検討していない（問 4、問 9 へ）

問 4：検討されなかった理由は何ですか？

①要件を満たしていなかった（ 1 2 3 4 ）

※ 平成 21 年 4 月 17 日付け法務省保観第 244 号矯正局長・保護局長通達「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護，生活環境の調整等について」の別添実施要領の第 2 に示した要件 1 から 4 のうち、該当するものに○を付けてください（複数回答可）。

②時間的余裕がなかった

③その他（ \_\_\_\_\_ ）

問 5：対象者は、処遇審査会で特別調整「候補者」に選定されましたか？

- ①なった（問 7 へ）                      ②ならなかった（問 6、問 9 へ）

問 6：対象者が特別調整「候補者」に選定されなかったのはなぜですか？（複数回答可）

①対象者の同意が得られなかった（問 8 へ）

②疾病のため医療優先と判断                      ③情緒が不安定で福祉的な対応が難しい

④刑事施設内でトラブルや懲罰が多い                      ⑤罪名

⑥その他（ \_\_\_\_\_ ）

問 7：保護観察所において対象者が特別調整「対象者」に認定されなかった理由が分かれば教えてください。

①対象者の同意が得られなかった（問 8 へ）

②疾病のため医療優先と判断                      ③情緒が不安定で福祉的な対応が難しい

④刑事施設内でトラブルや懲罰が多い                      ⑤罪名

⑥その他（ \_\_\_\_\_ ）                      ⑦不明

（問 9 へ）

裏面へ続く



# 第 1 回委員会





# 第1回 刑務所出所者における認知症者についての検討委員会

日 時： 2016年8月26日(金) 14:00～16:00

場 所： 航空会館 201会議室

## 1. 研究概要及び本研究会の趣旨説明

社会福祉法人 南高愛隣会 理事長 田島 光浩

## 2. 厚生労働省より本事業の意義について

厚生労働省 老健局 総務課 認知症施策推進室 室長 宮腰 奏子 氏

## 3. 今年度事業の概要・進め方等について

(1) 法務省の刑事施設被収容者における認知症の調査結果を受けての追跡調査の実施

(2) 高齢受刑者等に対する社会復帰支援指導等のあり方に関する成果と課題の検証

(3) 出所する認知症高齢者を受入れるためのガイドライン(手引き)の作成と啓発・普及

(明石市)

(4) 認知症者に係る刑の執行停止又は仮釈放に向けた受け皿の確保の調整・試行

## 4. 事務連絡等



(2) 高齢受刑者等に対する  
社会復帰支援指導等の  
あり方に関する成果と課題の検証

# 『長崎県における高齢受刑者等に対する 社会復帰支援指導の概要』

※一部引用：松田辰夫 福岡刑務所教育部統括矯正処遇官 作成資料（元長崎刑務所処遇部長）



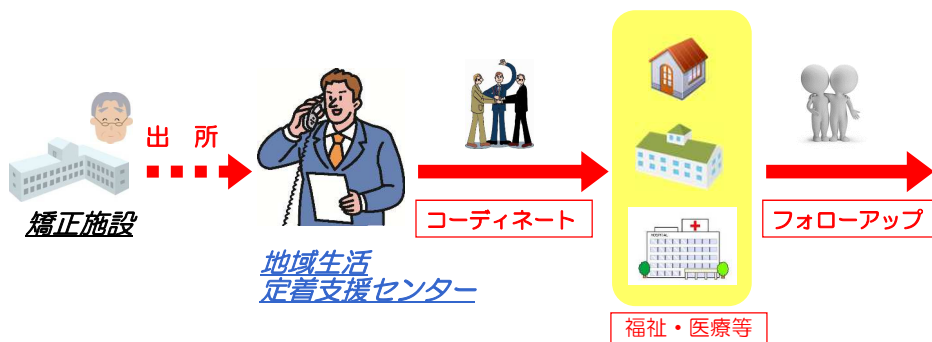
長崎県地域生活定着支援センター

所長 伊豆丸 剛史

1

## 『地域生活定着支援センター』の主な業務

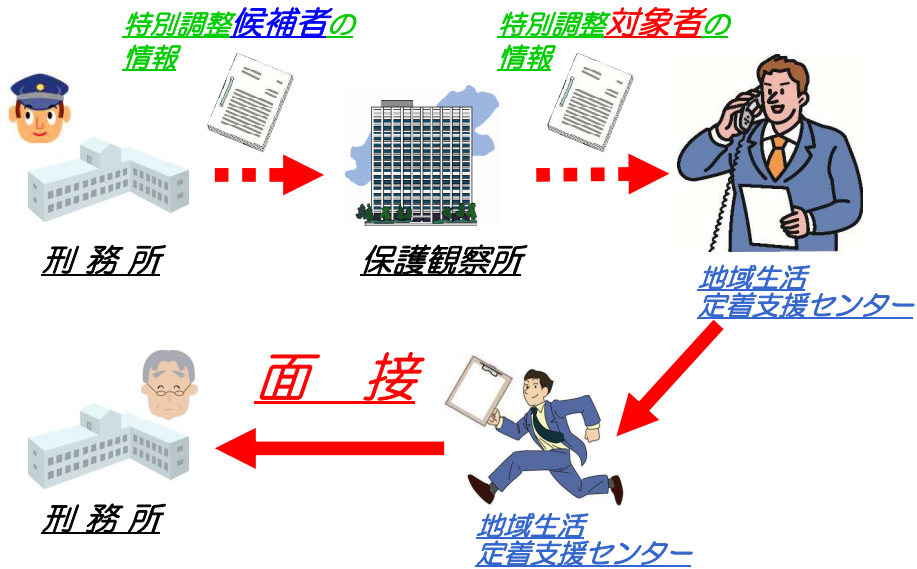
～ 矯正施設（刑務所・少年院）からの“出口支援”～



刑務所を出所する帰る場所がない「高齢者」や「障がい者」の方が、出所後も生活に困らないでいいように、また犯罪を犯さず安心して生活できるように、受刑中から支援（コーディネート/フォローアップ）を実施。

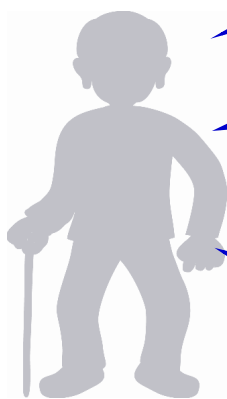
2

## 「特別調整」の流れ（概要）



3

## 想定外の事態 — 支援辞退者が頻発 —



特別調整って何ですか？

出所後は、生活保護を毎月100万もらって生活するつもり。ダメなの？

仮釈放になるとあって「同意書」書いたのに・・・。

福祉より自由がいい。

4



『長崎刑務所における社会復帰支援指導（プログラム）』

社会復帰に資する知識等の付与

- ① **社会福祉士**  
⇒社会福祉制度の説明
- ② **保護司**  
⇒高齢社会における生活方法等の講話
- ③ **長崎県地域生活定着支援センター職員**  
⇒特別調整の説明等
- ④ **更生保護施設「雲仙・虹」職員**  
⇒「雲仙・虹」における生活等の説明
- ⑤ **第〇〇工場担当者**  
⇒作業指導（園芸・草取り）の実施等

⑥ **刑事施設外処遇**  
(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第87条)

社会復帰に資する能力等の開発

- ① **作業療法士**  
⇒コミュニケーション・トレーニング、脳トレーニング
- ② **言語聴覚士**  
⇒口腔ケア
- ③ **理学療法士**  
⇒筋力アップ体操
- ④ **諫早市ゲートボール協会副会長**  
⇒ゲートボール等
- ⑤ **篤志面接委員**  
⇒音楽療法（カラオケ等）

⑥ **窃盗防止教育**

『長崎刑務所における社会復帰支援指導（プログラム）』

西日本新聞 2012年(平成24年)2月14日 火曜日 15版 社会・行政 30

長崎刑務所  
高年齢・障害  
受刑者対象 運動機能の向上へ  
**復帰支援ゲートボール**



高年齢・障害受刑者の再入力の欠如、社会での孤立が持続しない、そこで長崎刑務所は、高年齢受刑者の生活に必要となる運動機能の向上を図る。長崎刑務所は、高年齢・障害受刑者に対し、運動機能向上のためのゲートボールを導入した。ゲートボールは、高年齢・障害受刑者の生活に必要となる運動機能の向上を図る。長崎刑務所は、高年齢・障害受刑者に対し、運動機能向上のためのゲートボールを導入した。ゲートボールは、高年齢・障害受刑者の生活に必要となる運動機能の向上を図る。長崎刑務所は、高年齢・障害受刑者に対し、運動機能向上のためのゲートボールを導入した。

高年齢・障害受刑者の再入力の欠如、社会での孤立が持続しない、そこで長崎刑務所は、高年齢受刑者の生活に必要となる運動機能の向上を図る。長崎刑務所は、高年齢・障害受刑者に対し、運動機能向上のためのゲートボールを導入した。ゲートボールは、高年齢・障害受刑者の生活に必要となる運動機能の向上を図る。長崎刑務所は、高年齢・障害受刑者に対し、運動機能向上のためのゲートボールを導入した。

高年齢・障害受刑者の再入力の欠如、社会での孤立が持続しない、そこで長崎刑務所は、高年齢受刑者の生活に必要となる運動機能の向上を図る。長崎刑務所は、高年齢・障害受刑者に対し、運動機能向上のためのゲートボールを導入した。ゲートボールは、高年齢・障害受刑者の生活に必要となる運動機能の向上を図る。長崎刑務所は、高年齢・障害受刑者に対し、運動機能向上のためのゲートボールを導入した。

## 『長崎刑務所における社会復帰支援指導（プログラム）』

西日本新聞 2012年3月29日(水) 1面

更生へ「長崎方式」完成  
高層舎受刑者プログラム

専門家10人 支援体制  
佐賀の刑務所も学ぶ

長崎刑務所独自の更生プログラム「長崎方式」が完成した。高層舎受刑者に対する支援体制を整え、佐賀の刑務所にも学ぶ。専門家10人が参加する支援体制を整え、更生への道を歩む受刑者たちをサポートする。長崎刑務所は、高層舎受刑者に対する支援体制を整え、更生への道を歩む受刑者たちをサポートする。専門家10人が参加する支援体制を整え、更生への道を歩む受刑者たちをサポートする。

社会福祉士	更生支援センター
社会福祉士	更生支援センター
社会福祉士	更生支援センター
社会福祉士	更生支援センター
社会福祉士	更生支援センター
社会福祉士	更生支援センター
社会福祉士	更生支援センター
社会福祉士	更生支援センター
社会福祉士	更生支援センター
社会福祉士	更生支援センター

西日本新聞  
24年3月29日  
朝刊1面

毎日新聞 2012年(平成24年)2月29日(水) 12版

受刑者が福祉施設見学  
出所後の不安除く狙い

初見 社会復帰を支援

長崎刑務所では、受刑者が福祉施設を見学し、出所後の不安を解消する取り組みを行っている。福祉施設の見学を通じて、受刑者は社会復帰への不安を解消し、更生への意気込みを高めることができる。長崎刑務所では、受刑者が福祉施設を見学し、出所後の不安を解消する取り組みを行っている。福祉施設の見学を通じて、受刑者は社会復帰への不安を解消し、更生への意気込みを高めることができる。

毎日新聞  
24年2月29日  
朝刊1面

## 長崎刑務所における社会復帰支援指導

成 果 ( メ リ ッ ト )





長崎県地域生活定着支援センターにおける  
特別調整対象者の支援辞退者等の推移（概数）

年度	支援辞退者等
21年度	7名
22年度	7名
23年度	13名
24年度	9名
25年度	4名
26年度	5名
27年度	2名
28年度	0名

※支援辞退者等の中には、疾病等による辞退者や支援非該当者等も一部含まれる

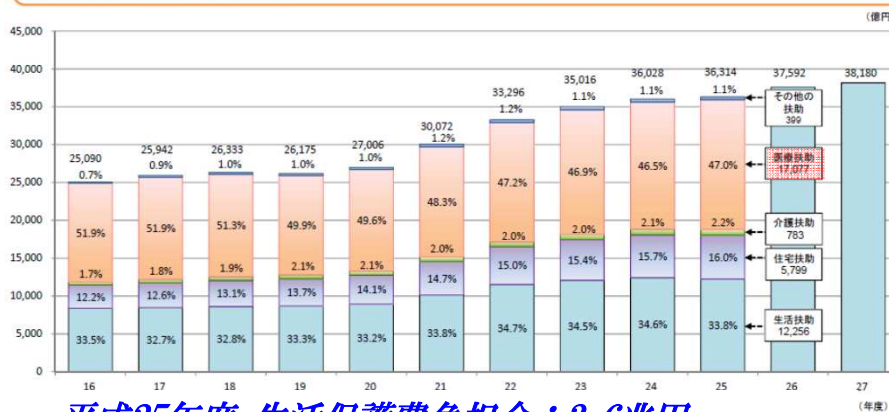
11

II. 27年3月9日

「社会・援護局関係主管課長会議資料 -医療扶助の適正な実施等について-」

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は3.8兆円(平成27年度当初予算(案))。
- 実績額の約半分は医療扶助。



平成25年度 生活保護費負担金：3.6兆円

うち、医療扶助：1.7兆円(47%)

12

H. 26年9月8日

「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会 ー健康意識等ー」

1. 生活保護受給者の健康意識

- 生活保護受給者は一般世帯と比較して、健康意識が「あまり良くない」「良くない」である者が多い。
- また、仕事をしていない者は仕事をしている者に比較して健康状態が良くない者が多く、健康状態が就労状況にも影響を及ぼしている。

	良い	まあ良い	普通	あまり良くない	良くない
被保護世帯	12.2%	8.3%	29.2%	37.5%	12.9%
仕事あり	19.5%	10.1%	38.1%	28.7%	3.7%
仕事なし	8.6%	7.5%	25.8%	41.3%	16.8%
一般世帯	18.0%	16.8%	49.9%	13.2%	2.1%

2. 生活保護受給者の食事、運動、社会活動の状況

- 生活保護受給者は一般世帯と比較して、適切な食事習慣や運動習慣ができていない。
- また、生活保護受給者は社会活動等について疎遠気味である。

	被保護世帯	一般世帯	
食 事	規則正しい食事をしている	78%	85%
	新鮮な食材で調理をしている	74%	85%
	栄養のバランスをとって食事している	66%	78%
	献立の種類を増やすようにしている	52%	64%
運 動	普段から散歩、体操、ジョギングや他のスポーツをしている	37%	54%
活 社 会	ここ1年ほどの間にボランティアや社会活動に参加した	31%	47%

【出典】  
 ・平成22年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査  
 ・平成22年国民生活基礎調査 1.

13

『社会復帰支援指導がもたらした“希望”』

いずまるさん。  
 ぼく、はじめて希望  
 をもって出所できた。

14

## 長崎刑務所における社会復帰支援指導

### 課 題



#### システム化・マニュアル化されていない

- ◇社会復帰支援指導は、長崎刑務所以外に佐世保刑務所、高松刑務所、広島刑務所と広がっているようだが、刑務所毎にその実施回数や実施メンバー、実施方法に差があり、趣旨・目的が曖昧となっている。持続性↓
- ◇長崎刑務所においては、出所間際の受刑者とまだ受刑間もない対象者が混在しており、社会復帰に対する受講者のモチベーションに差がある。
- ◇各講義の内容が講師個々のマンパワーに頼っており、講師の入れ替わりなどが生じた場合、講義の内容や質が担保されにくい仕組みとなっている。持続性↓
- ◇養護工場の受刑者が受講対象となっているため、他の工場にいる特別調整対象者は、現状では受講出来ていない。社会復帰支援指導の対象からも漏れる。
- ◇窃盗防止学習等、刑務所内で取り組まれた講義の内容・成果等が、社会復帰を支える機関・支援者には引き継ぎが出来ない仕組みとなっている。

上記課題を踏まえ、長崎刑務所における「社会復帰支援指導」をもとに、現在、法務省で試行されている『社会復帰支援プログラム』の全国拡充を期待したい。

16

## 刑事施設における社会復帰支援指導プログラムについて

### 1 経緯

- (1) 「再犯防止に向けた総合対策」における重点施策の推進
- (2) 潜在的な特別調整対象者の存在
- (3) 特別調整等を経て出所した者の地域生活への円滑な定着
- (4) 平成26年度からプログラムの試行を開始

### 2 プログラムの目的

- (1) 高齢又は障害を有する等の理由により、円滑な社会復帰が困難であると認められる受刑者、又は出所後の社会生活に大きな不安を感じている受刑者（以下「対象受刑者」という。）が、出所後の社会生活において、いわゆる「居場所」と「出番」を見つけ、生きがいや目標を持って、地域社会の一員として生活を送ることができるよう、そのための準備と動機付けを図る。
- (2) 対象受刑者に対して、出所後の社会生活において、対象受刑者が必要に応じて福祉的な支援を受けながら、自立的で健全な生活を送ることができるよう、そのための基本的な社会的知識と社会適応力を付与する。

### 3 プログラム試行庁（平成28年度）

札幌刑務所、帯広刑務所、秋田刑務所、金沢刑務所、山形刑務所及び三重刑務所

### 4 プログラムの対象者

- (1) 既に特別調整対象者になっている者又は特別調整対象者となる可能性が高い者
- (2) 出所が予定される時点でおおむね60歳以上の者で、出所後に自力で社会生活を送ることが困難と認められる者又は出所後の社会生活に大きな不安を感じている者
- (3) 知的障害、精神障害又は身体障害を有している者（いずれも疑いを含む）で、出所後福祉サービスを受給できなければ、自力で社会生活を送ることが困難と認められる者又は出所後の社会生活に大きな不安を感じている者
- (4) (1) から (3) 以外の者で、プログラムを受講させることにより、本人の改善更生や円滑な社会復帰に特に資すると見込まれる者

### 5 指導内容等（現在試行中につき、変更の可能性があり得る。）

#### (1) 指導内容等

##### ア 指導内容

##### ① オリエンテーション

- ② 日常生活に必要な基本的動作能力と体力の維持及び向上
- ③ 日常生活に必要な基本的思考力の維持及び向上（思考力・計算力等の脳機能の維持等）
- ④ 日常生活に必要な基本的健康管理の維持及び向上（疾病予防、病院のかかり方、服薬方法等）
- ⑤ 日常生活に必要な基本的生活能力の習得（金銭管理、会話スキル、対人関係スキル等）
- ⑥ 更生保護の概要
- ⑦ 社会福祉等の概要（生活保護、高齢者・障害者福祉サービス、国民年金等）
- ⑧ 再犯防止のための自己管理スキル等の習得

イ 小集団を編成して実施（ワークブックを活用）

(2) 指導時間数及び期間

ア 指導時間数：1 単元おおむね60分，全18 単元

イ 期間：1クールおおむね4 か月

(3) 指導者

ア 試行庁の教育担当職員のほか，各指導領域の指導内容に応じた関係部署職員

イ 各指導領域の指導内容に関する専門的知識を有する外部関係機関等の職員や専門家



(3) 出所する認知症高齢者を  
受入れるためのガイドライン(手引き)の  
作成と啓発・普及

# 明石市における更生支援に関する取組について

## 1 趣旨

近年、軽度の知的障害者や認知症が進みつつある高齢者等（以下「触法障害者等」）が、万引き等の軽微な犯罪を繰り返し、刑務所に収容されるという問題が深刻化している。これらの触法障害者等の再犯防止、社会復帰が進んでいない原因として、これらの方々が社会の中で孤立し、療育手帳の取得や生活保護の受給等、福祉サービスが受けられていないことが大きく関わっていると考えられる。警察や刑務所等の関係機関等との連携のもと、こういった方々を適切に福祉サービスにつなぎ、地域での生活が成り立つように支援することにより、誰もが安心して暮らしていけるまちづくりを進めていく。

## 2 背景

本年1月の法務省の調査では、60歳以上の受刑者のうち約13%に認知症の傾向があるとの推計を示している。

刑務所入所者の中には、必要な福祉的支援を受けてこなかった知的障害者や高齢者、また、帰住先を確保できないまま刑務所を退所する障害者、高齢者が多数存在する。こうした状況に対応するために、法務省では、矯正施設や更生保護施設に社会福祉士や精神保健福祉士の配置を開始した。また、厚生労働省では、「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備する事業を進め、矯正施設退所後のフォローアップや相談支援の強化に取り組んでいる。

## 3 主な取り組み

社会復帰を促進し、再犯防止に向けた実効性ある支援を実施していくためには、国の動向を踏まえ、市民に一番近い基礎自治体が、関係機関等との連携を図りながら、適切に対応していくことが求められる。本市では、関係機関等と連携し、具体的な支援を行うため、次の取り組みを実施していく。

### (1) 明石市更生支援ネットワーク会議の設置

社会復帰を促進し、再犯の防止に向けた支援のあり方を検討していくため、司法関係者、矯正及び更生保護に関する施設の代表者、福祉関係者らで構成する「明石市更生支援ネットワーク会議」を設置した。（構成団体は次頁を参照。7月1日が「更生保護の日」であることから、この日に会議を発足。）

会議当日は、法務省矯正局更生支援室補佐官にも出席いただき、国の取組についての報告を踏まえながら、情報交換等を進めた。

### (2) 更生支援コーディネートモデル事業の実施

万引き等の微罪を犯した触法障害者等を対象に、警察や刑務所等との連携のもと、モデルケースとして適した事例を抽出し、試験的に支援を行う。更生支援ネットワーク会議に支援状況等を報告し、意見交換等を行いながら、支援の仕組み構築を進める。



### (3) 更生支援に関する市民啓発

#### ① 「広報あかし」特集号の発行

平成 28 年 9 月 15 日発行号において、更生支援の特集ページを設け、再犯防止や社会復帰支援に係る取り組みの必要性を市民に啓発する。

#### ② あかし更生保護フェアの開催

アスパア明石子午線ホールを主会場にし、更生保護をテーマにした講演会やパネル展示・刑務所作業製品の展示販売等を行う。

#### ③ ガイドライン（活動記録等）のまとめ

更生支援モデル事業における事例を始め、本市の更生支援に携わっている各機関・団体等の紹介等をまとめた冊子を作成する。

## 4 今後の取り組み（スケジュール）案

### 《平成 28 年度》

更生支援ネットワーク会議を発足させ、関係機関等との連携を開始するとともに、広報紙の発行やフェアの開催を通じて、取り組み機運を高める。

- 7 月 1 日 明石市更生支援ネットワーク会議の発足  
更生支援コーディネートモデル事業の開始
- 9 月 15 日 広報あかし特集号の発行
- 9 月 24 日 あかし更生保護フェアの開催
- 3 月末 ガイドライン（活動記録等）のまとめ

### 《平成 29 年度》

更生支援コーディネートモデル事業を継続しながら、支援の具体化に取り組む。

### 《平成 30 年度》

モデル事業を踏まえて、安定した支援を行うための体制を整える。

#### (参考)

##### 〔明石市更生支援ネットワーク会議の構成団体〕

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| ○神戸地方検察庁（明石支部）        | ○兵庫県明石警察署           |
| ○兵庫県弁護士会              | ○法テラス兵庫             |
| ○神戸刑務所                | ○加古川刑務所             |
| ○播磨社会復帰促進センター         | ○神戸保護観察所            |
| ○更生保護法人神戸学而園          | ○兵庫県社会福祉士会          |
| ○兵庫県精神保健福祉協会          | ○兵庫県臨床心理士会          |
| ○明石地区手をつなぐ育成会         | ○NPO法人明石ともしび会       |
| ○明石市保護司会              | ○明石地区更生保護女性会        |
| ○明石市民生児童委員協議会         | ○明石市連合まちづくり協議会      |
| ○明石市連合PTA             | ○明石市基幹相談支援センター「ほっと」 |
| ○明石市社会福祉協議会地域包括支援センター | ○兵庫県地域生活定着支援センター    |
| ○兵庫県障害福祉課             |                     |

##### 〔オブザーバー〕

- 神戸地方裁判所（明石支部）

##### 〔事務局〕

- 明石市
- 明石市社会福祉協議会

# 明石市更生支援コーディネートモデル事業～入口支援Ver.

- この前も捕まえた気がする…
- 家がないみたいだけど、釈放しても大丈夫かな？
- ちよっと話す様子がいつもの事件の被疑者と違う
- 利用者が警察に逮捕されたらしい！ どうしたらいいの？

## 罪に問われた本人

- 対象となる罪名
  - ・ 試行：軽微な万引き事案
  - ・ 支援しながら、随時対象の拡大を検討する。
- 対象者のイメージ
  - ・ 認知症の初期症状
  - ・ 長く社会とつながりが持てず、孤立している方。
  - ・ 見過ごされてきた軽度の知的障害が疑われる方。
  - ・ 等、必要な福祉サービスが受けられていない方。

弁護人※

支援

※原則として弁護人と協働する。弁護人が選任されていない場合は、直接センターが支援する。

## (仮称)要配慮者権利擁護支援センター

### 支援活動の例

- 弁護士：連絡調整**
  - 弁護人、検察庁、警察署との連絡調整
- 社会福祉士：更生支援計画**
  - ご本人や家族、関係者との面談し、更生支援計画の作成。

- ・ 発達診断及び障害者手帳の申請の支援
- ・ 介護保険の要介護認定
- ・ 福祉/介護/医療サービス受給への支援
- ・ 日中の居場所支援。
- ・ 就労支援
- ・ 法定後見制度の活用（保佐など）
- ・ 生活保護の同行申請
- ・ 帰住先の住宅確保の同行申請 等々

相談

検察庁

警察署

捜査機関

支援者

弁護人

# お気軽にご相談ください！

## 明石市更生支援コーディネーター事業

明石市更生支援コーディネーター事業では、万引きなどの比較的軽い犯罪を繰り返す明石市在住の認知症高齢者や知的に障害のある方を対象に、福祉や法律の専門家が無料でそういった方々のこれからの暮らしについて相談・支援する事業です。

ぜひ！困ったことがあれば、何でも相談して下さい！訪問相談も実施しています！！

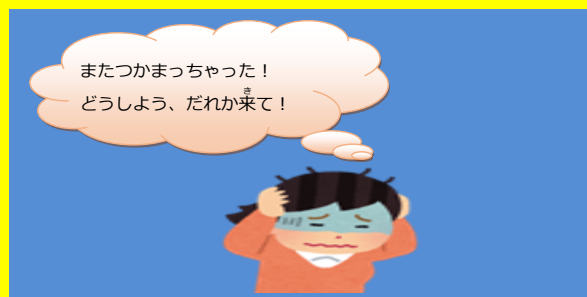
### 例えば、こんなお手伝いをします。

- 生活保護申請のお手伝い
- 仕事探しのお手伝い
- 障害者手帳申請のお手伝い
- お金の管理のお手伝い
- 介護保険申請のお手伝い
- 住居探しのお手伝い

【お問合せ先】

明石市社会福祉協議会 高齢者・障害者総合相談窓口

TEL:078-924-9151 FAX:078-924-9134





## 第 2 回委員会



**第 2 回**  
**刑務所出所者における認知症者についての検討委員会**

日 時： 2016 年 11 月 11 日(金) 14:00～16:00

場 所： 航空会館 201 会議室

開会

1. 平成 27 年度調査「認知症傾向のある受刑者の概数調査」の追跡調査について  
(15 分( 10 分報告、5 分質疑))

法務省 矯正局 総務課 更生支援室 補佐官 小島 まな美 氏  
事務局

2. 上記調査結果の実態把握について 事務局

- ・出所者 44 名について、担当刑務官等へのアンケート調査 (5 分)
- ・再入所者について、当事者本人および担当刑務官等へのヒアリング調査 (5 分)
- ・質疑(5 分)

3. 「高齢者を地域で支援していくために必要なこと」(25 分(15 分報告、10 分質疑))

長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会 会長  
島原市地域包括支援センター所長 辻 敏子 氏

4. 意見交換(60 分)

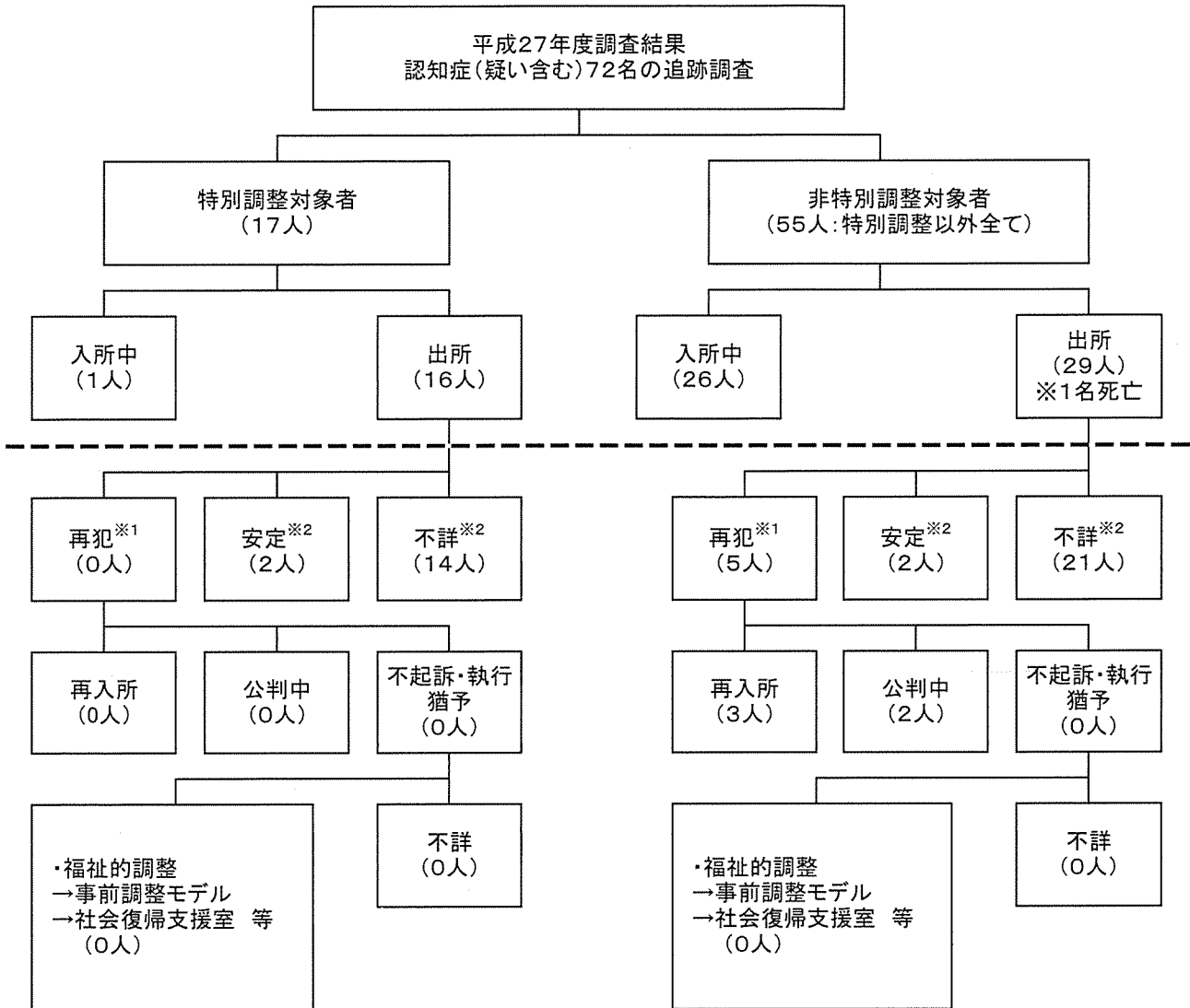
・事務連絡

閉会





平成 27 年度調査結果認知症(疑い含む)  
72 名の追跡調査について



※1 再犯については、「検察官に送致された者」を計上した(ただし、軽微な交通切符事件等を除く)。

※2 出所した特別調整対象者16人のうち2人及び非特別調整対象者29人のうち2人については、平成28年7月31日時点で「安定」した状態にあったことを保護観察所が確認した。

また、出所した特別調整対象者16人のうち14人については、同日時点の生活状況は「不詳」だったが、14人全員について、同日より以前に保護観察所が確認できた最後の時点では、福祉施設に入所するなど「安定」した状況にあった。

さらに、出所した非特別調整対象者29人のうち21人については、同日時点の生活状況は「不詳」だったが、21人中9人については、同日より以前に保護観察所が確認できた最後の時点では、家族と同居するなど「安定」した状況にあった。

## 個人票項目

対象者：「認知症傾向のある受刑者の概数調査」で、認知症傾向があるとされた 72 名

1. 通し番号
2. 施設名
3. 性別
4. 28. 7.31 現在の年齢
5. HD S－R 点数
6. 28. 7. 31 時点在所の有無
7. 在所者 28. 7. 31 現在の在所月数
8. 在所者 28. 7. 31 現在の残刑期（月）
9. 出所者 28. 7. 31 現在の退所後経過期間（月）
10. 再入状況（未決・既決）
11. 帰住先
12. 1-1「退所時の福祉的措置等」
  - ①特別調整対象者
  - ②特別調整候補者としたが、結果として対象外
  - ③特別調整以外の福祉的措置
  - ④該当なし
13. 1-2「退所時の福祉的措置等」が①の場合 帰住先の地域生活定着支援センター名
14. 1-3「退所時の福祉的措置等」が②及び③の場合 その理由及び概要
15. 入所度数
16. 主な罪名 ①窃盗 ②傷害・暴行 ③横領 ④詐欺 ⑤殺人 ⑥その他
17. CAPAS 能力検査値
18. 教育程度就学状況
19. 工場就業状況
20. 精神障害・疾病等
21. 福祉的措置等(出所者については概数調査時。在所者については平成 28 年 7 月 31 日時点)
22. 特記事項
23. 前回 HD S－R 点数
24. 前回 HD S－R 実施日
25. 前刑釈放時から今刑入所時までの期間（月）
26. 前刑の釈放事由
27. 今刑の釈放事由

個人票結果概要まとめ(中間報告)

調査対象者の人数(平成28年7月31日時点ですでに出所している者)

※平成27年度法務省矯正局実施の調査「認知症傾向のある受刑者の概数調査」におけるHDS-Rの結果が20点以下であった者72名を基礎とする。

※以下の割合については小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

特別調整(地域生活定着支援センターによる特別調整)	16名( 36.4 %)
非特別調整	28名( 63.6 %)
内 特別調整候補者としたが結果として対象外	7名
特別調整以外の福祉的措置	5名
該当なし	16名
※死亡者(1名)は除く	合計 44名

1. 個人の特性

表1: 年齢

平均 内訳	特別調整 73.5 歳		非特別調整 71.25 歳		合計 72.1 歳	
	人数	%	人数	%	人数	%
60～64歳	1	6.3	3	10.7	4	9.1
65～69歳	2	12.5	10	35.7	12	27.3
70～74歳	7	43.8	5	17.9	12	27.3
75～79歳	4	25.0	7	25.0	11	25.0
80歳以上	2	12.5	3	10.7	5	11.4
合計	16	100.0	28	100.0	44	100.0

特別調整グループでは70～74歳が最多で、非特別調整グループでは65～69歳が最多。年齢については特に違いは見られなかった。

表2: 教育程度

	特別調整		非特別調整		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
義務教育未修了	2	12.5	0	0	2	4.5
中学校卒業	11	68.8	24	85.7	35	79.5
高等学校中退	2	12.5	0	0	2	4.5
高等学校卒業	1	6.3	3	10.7	4	9.1
大学卒業	0	0	1	3.6	1	2.3
合計	16	100	28	100	44	100

2群とも中卒が最多で違いは見られなかったが、総じて教育程度が低かった。

表3: CAPAS能力検査値

平均 内訳	特別調整 47.80		非特別調整 52.04		合計 49.41	
	人数	%	人数	%	人数	%
39以下	5	33.3	6	21.4	11	25.6
40～49	4	26.7	5	17.9	9	20.9
50～59	3	20.0	10	35.7	13	30.2
60～69	0	0.0	2	7.1	2	4.7
70～79	3	20.0	5	17.9	8	18.6
80以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	15	100	28	100	43	100.0

特別調整グループでは、39以下が最多で、非特別調整グループでは50～59以下が最多であった。平均数値も特別調整が低く、違いがみられた。

※特別調整グループの1名は文字が書けないため、未実施であるので分母が15名になる。

表4:長谷川式簡易評価スケール(HDS-R)

平均 内訳	特別調整 12.25		非特別調整 16.89		合計 15.20	
	人数	%	人数	%	人数	%
4点以下 高度の認知症	1	6.3	1	3.6	2	4.5
5～10点 やや高度の認知症	4	25.0	2	7.1	6	13.6
11～15点 中程度の認知症	7	43.8	5	17.9	12	27.3
16～20点 軽度認知障害	4	25.0	20	71.4	24	54.5
合計	16	100.0	28	100.0	44	100.0

特別調整グループでは中程度の認知症者が最多で、非特別調整グループは軽度認知障害が最多であった。2群を比べると特別調整グループの平均値が低い。

表5:工場就業状況

	特別調整		非特別調整		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
制限なし	4	25.0	10	35.7	14	31.8
高齢者や障害者の 多い工場にて作業	6	37.5	11	39.3	17	38.6
工場・共同室内で軽 作業	1	6.3	1	3.6	2	4.5
昼夜間単独処遇・居 室処遇	4	25.0	4	14.3	8	18.2
休養処遇中	1	6.3	2	7.1	3	6.8
合計	16	100	28	100	44	100

2群に大きな違いはなかったが、両グループとも制限なしが多かった。また、非特別調整では、高齢者・障害者の多い工場での作業が最多であった。

表6:帰宅先

	特別調整		非特別調整		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
兄弟姉妹	0	0.0	3	10.7	3	6.8
配偶者	0	0.0	1	3.6	1	2.3
その他の親族	0	0.0	7	25.0	7	15.9
知人	0	0.0	2	7.1	2	4.5
社会福祉施設	10	62.5	0	0.0	10	22.7
更生保護施設等	2	12.5	4	14.3	6	13.6
その他	4	25.0	11	39.3	15	34.1
合計	16	100.0	28	100.0	44	100.0

特別調整グループでは、親族以外の社会福祉施設に集中している。非特別調整グループは、福祉施設以外に散在している。2群の受け皿に違いが見られる。

表7: 特別調整にならなかった理由

	特別調整		非特別調整		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
本人が不同意	/	/	7	25.0	/	/
刑期が短い			1	3.6		
意思疎通が不可能			1	3.6		
緊急保護で対応			1	3.6		
包括支援センターで調整			2	7.1		
包括支援センターへの情報提供			1	3.6		
記載なし(空白)			15	53.6		
合計			28	100.0		

※記載なしが多数のため、アンケート結果を見る必要がある。  
現時点の情報としては、本人の不同意が最も多く、不同意の具体的な理由の解明が必要と思われる。記載なしの内容と合わせてアンケート結果を見る必要がある。

## 2. 入所歴

表8: 入所度数

平均 内訳	特別調整 5.50		非特別調整 3.68		合計 4.34	
	人数	%	人数	%	人数	%
初入	6	37.5	14	50.0	20	45.5
2~3回	1	6.3	6	21.4	7	15.9
4~5回	2	12.5	2	7.1	4	9.1
6~7回	3	18.8	1	3.6	4	9.1
8~9回	0	0.0	1	3.6	1	2.3
10~11回	2	12.5	2	7.1	4	9.1
12~13回	0	0.0	0	0.0	0	0.0
14~15回	2	12.5	2	7.1	4	9.1
合計	16	100.0	28	100.0	44	100.0

2群ともに初回が最多であるが、平均値で見ると特別調整グループの方が入所度数が多かった。

表9: 過去に入所歴がある者の前刑釈放時から今刑入所時までの期間(月)

平均 内訳	特別調整 23.80		非特別調整 44.00		合計 35.22	
	人数	%	人数	%	人数	%
1~12か月(~1年)	6	60.0	5	38.5	11	47.8
13~24か月(~2年)	1	10.0	1	7.7	2	8.7
25~36か月(~3年)	2	20.0	1	7.7	3	13.0
37~48か月(~4年)	0	0.0	1	7.7	1	4.3
49~60か月(~5年)	0	0.0	2	15.4	2	8.7
61~72か月(~6年)	0	0.0	1	7.7	1	4.3
73~84か月(~7年)	0	0.0	1	7.7	1	4.3
85か月以上	1	10.0	1	7.7	2	8.7
合計	10	100.0	13	100.0	23	100.0

特別調整グループには、前刑から短期間で入所した者が多い。非特別調整グループは、前刑から再入までの期間にばらつきが見られた。  
※入所歴はあるが、前刑釈放時から今刑入所時までの期間が不明の者が1名いたため、合計数が合わない。

### 3. 今刑の釈放について

表10: 前刑釈放事由との関係

	特別調整		非特別調整		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
満期釈放	10	62.5	9	33.3	19	44.2
仮釈放	0	0.0	4	14.8	4	9.3
非該当(前刑なし)	6	37.5	14	51.9	20	46.5
合計	16	100.0	27	100.0	43	100.0

前刑釈放時に満期釈放で再入をしている者のうち、半数が特別調整になり、半数は非特別調整である。

※非特別調整グループで1名の前刑の釈放事由が不明である。

表11: 釈放事由

	特別調整		非特別調整		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
満期釈放	15	93.8	18	64.3	33	75.0
仮釈放	1	6.3	10	35.7	11	25.0
合計	16	100.0	28	100.0	44	100.0

特別調整グループは満期釈放が大半である。合計でも、8割近くが満期釈放である。

表12: 退所後経過期間

平均内訳	特別調整 10.00		非特別調整 9.64		合計 9.77	
	人数	%	人数	%	人数	%
1~6か月	6	37.5	9	32.1	15	34.1
7~12か月	2	12.5	11	39.3	13	29.5
13~18か月	8	50.0	8	28.6	16	36.4
合計	16	100.0	28	100.0	44	100.0

2群ともに退所後10か月程度で違いはなかった。

表13: 再入状況

	特別調整		非特別調整		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
未決勾留中	0	0.0	2	7.1	2	4.5
再入	0	0.0	3	10.7	3	6.8
その他	16	100.0	23	82.1	39	88.6
合計	16	100.0	28	100.0	44	100.0

特別調整グループでは再入者がゼロなのに対し、非特別調整グループでは3名が再入し、2名が未決勾留中であった。

### 4. その他

表14: 罪名

	特別調整		非特別調整		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%
窃盗	12	75.0	20	71.4	32	72.7
傷害・暴行	2	12.5	3	10.7	5	11.4
横領	0	0.0	0	0.0	0	0.0
詐欺	0	0.0	1	3.6	1	2.3
殺人	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	2	12.5	4	14.3	6	13.6
合計	16	100.0	28	100.0	44	100.0

2群に違いはほとんど見られなかった。2群ともに窃盗の割合がかなり高かった。





## 調査結果の実態把握について

## 調査結果の実態把握について

「認知症傾向のある受刑者の概数調査」の対象者の内、平成 28 年 7 月 31 日時点で出所していた者（以下、出所者）についての実態把握のために、以下の調査を行う。

### 1. 出所者の担当刑務官等へのアンケート調査

#### (1) 趣旨・目的

- ・ 特別調整対象者となった認知症者（傾向含む）の福祉的支援がどのように行われているかを把握し、今後の支援の質向上に寄与する。
- ・ 特別調整対象外となった理由を整理し、福祉的支援につなぐための効果的な方策を見出す。
- ・ 特別調整対象外となった認知症者（傾向含む）の福祉的支援がどのように行われているかを把握し、支援の具体策を検討する。

#### (2) 対象者

出所者の担当刑務官等

##### ① 処遇部門刑務官

※処遇部門の刑務官については、「認知症傾向のある受刑者の概数調査」で、認知症傾向があるとされた 72 名全員について行う。

##### ②特別調整業務に従事する分類職員（福祉専門官、社会福祉士、刑務官等）

#### (3) 方法

書面によるアンケート調査（別紙）

### 2. 再入所に至った当事者本人及び刑務官等への聞き取り

※詳細別紙

## 「再入所に至った当事者本人及び刑務官等への聞き取りの趣旨・目的等」

「再入所に至った当事者本人」、「前刑時に当事者本人の処遇を担当していた刑務官」及び「前刑時に当事者本人の特別調整業務を担当した分類の刑務官及び福祉専門職」に対して聞き取りを行うことで、認知症傾向のある受刑者に対する福祉的支援の課題点を洗い出し、同者の出所に際しての支援の強化・充実に役立てる。

### <対象者>

- ①「再入所に至った当事者本人」
- ②「前刑時に当事者本人の処遇を担当していた刑務官」
- ③「前刑時に当事者本人の特別調整を担当した分類の刑務官及び福祉専門職」

### <実施場所>

- ①当事者本人 ⇒ 「再入所している刑務所」
- ②刑務官・福祉専門職 ⇒ 「前刑時に入所していた刑事施設」

### <目 的>

- ①当事者本人：何故、福祉的支援を望まなかったのか？  
では、どんな支援を求めていたのか？  
不安なことはなかったのか？  
再犯の理由は何だったのか？  
等といった受刑→出所→再犯までの足取りを追いかける。
- ②刑務官・福祉専門職：アンケート調査の回答を踏まえ、より具体的に当該受刑者に係る処遇や福祉的支援において苦慮した点等について

### <時 期>

平成 29 年 2 月上旬

### <面接者>

長崎県地域生活定着支援センター 伊豆丸剛史、鯉川円（記録）

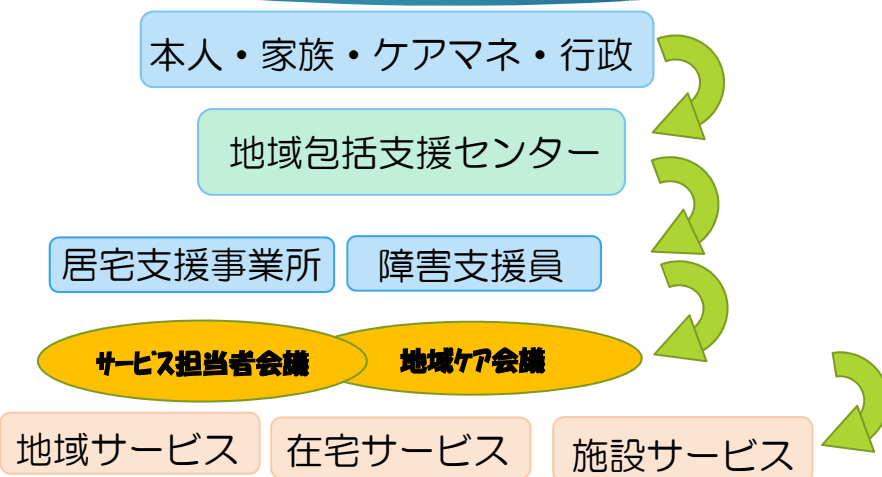


高齢者を地域で支援していくために  
必要なこと

# 高齢者を地域で 支援していくために必要なこと

島原市地域包括支援センター  
辻 敏子

## 相談から支援への流れ



### 事例 1

1家4人（妻、息子2人）、年金のみで暮らす高齢の男性  
 小遣いがなく外出した時に小売店で  
 パンなどの万引きをした。  
 起訴されるまでに6回の万引きを繰り返した

更生保護施設での生活を経て  
 自宅へ戻ることになり地域包括が関わった

#### 課題

- ①家族とも他者とも関係が築けない
- ②一人で外出すれば再犯が懸念される
- ③外出可能な場所や通える居場所がない
- ④本人の年金で一家四人が生活し経済的に苦しい
- ⑤息子二人がニート状態である

#### 対策

- ①妻・子に対して声かけや日常的な支援を指導
- ②③通所系サービスを利用できるよう計画
- ④⑤福祉事務所と連携し息子二人に就労支援を行い  
 生活資金の支援などにつなげた

## ここで通所系サービスを検討したが・・・

- ・介護保険のサービスでは貴重品の管理は個人任意のため紛失や盗難などの騒ぎになっては困る
- ・事故などが発生してからでは事業所の評判に影響する
- ・現在の職員体制では介護職員の見守りや監視が十分にできない
- ・経済的に余裕が出てきても万引きがなくなるのか不明
- ・精神科の通所サービスも検討したが精神疾患がなければ利用不可だった

## 地域で支援していくのに 必要と考えられること

- ・更生保護施設から直接在宅での生活や事業を利用していくのではなくワンステップ踏める事業所があること
- ・地域の住民の理解と協力があること
- ・事業所の管理者や職員の偏見と対応能力が改善すること

- ・刑務所内でも、もっと本人の能力に合わせた個別支援が行われること
- ・刑務所にいたという状況を作らない（入れない）こと
- ・交番や警察署の犯罪に関わる人たちがもっと認知症を理解し対応方法や接し方を学ぶこと



## 事例2

80代 女性 娘と二人暮らし  
 特定の布（ハンカチ）に執着するようになり  
 『いつもハンカチを持っている状態』で  
 買い物に行ったときに、いつの間にか売り物のハンカチをバックの中に入れていて警察署に連れて行かれたりした。  
 このような状況が度々発生し近所に3件あった店のうち2件からは出入り禁止となった。

## 家族からの相談で地域ケア会議を開催



# 島原市高齢者等見守りネットワーク協議会

## 目的

見守りの在り方を検討することにより、高齢者等の孤立死及び高齢者に対する虐待の防止その他高齢者等の住み慣れた地域で安心した生活を確保できるようにする。

### 《年間計画》

- ① 専門部会の開催（全5回）
- ② 全体会及び協定事業所連絡会の開催（全2回）
- ③ 協定事業所の拡大
- ④ 高齢者等見守りネットワーク講座の開催支援  
（見守り研修会／高齢者等声かけ模擬訓練の実施）
- ⑤ 島原市SOSおかえりネットワーク
- ⑥ 見守りパンフレットによる周知活動

## 島原市の見守りネットワーク

### 連携協力3団体 協定事業所 34事業者

- ・日本郵便(株)島原郵便局
- ・九州電力(株)島原営業所
- ・長崎ヤクルト(株)島原中央サービス
- ・佐川急便(株)九州支社
- ・ヤマト運輸(株)長崎主管支店島原支店
- ・西部ガス(株)島原営業所
- ・西部ガスエネルギー(株)長崎支店島原営業所
- ・朝日新聞サービスアンカーASA島原南部
- ・大三東新聞販売
- ・(株)島原新聞社
- ・杉本新聞販売店
- ・長崎新聞島原外港販売センター
- ・長崎新聞島原販売センター
- ・西日本新聞エリアセンター島原
- ・西日本新聞エリアセンター島原南
- ・毎日新聞島原南部販売店
- ・読売センター島原中央
- ・第一生命保険(株)長崎支社
- ・明治安田生命保険(相)長崎支社
- ・生活協同組合ララコープ
- ・セブンイレブン北門町店
- ・FamilyMart 城下町店
- ・(有)有明清掃
- ・(有)太田衛生
- ・(有)サトーコーポレーション
- ・島原衛生(有)
- ・(有)タツエイ環境
- ・(有)西日本衛生舎
- ・(有)有明タクシー
- ・小嶺タクシー(有)
- ・島鉄タクシー(株)
- ・長崎第一交通(株)島原営業所
- ・(有)平成観光タクシー
- ・本多観光バス・タクシー(株)
- ・島原市水道課 ・島原市市民部環境課
- ・南高北部環境衛生組合



### 【ネットワーク委員】25団体

- ・島原市地区社会福祉協議会連絡協議会
- ・島原市民生委員児童委員協議会連合会
- ・島原市町内会・自治会連合会
- ・島原市婦人会連絡協議会
- ・島原市老人クラブ連合会
- ・島原市人権擁護委員協議会
- ・ボランティア団体
- ・島原市消防団
- ・島原半島介護支援専門員連絡協議会
- ・島原半島通所介護事業従事者連絡会
- ・島原半島訪問介護員連絡協議会
- ・島原市認知症グループホーム連絡協議会
- ・長崎県島原病院（地域医療支援センター）
- ・島原市医師会
- ・島原南高歯科医師会
- ・島原薬剤師会
- ・島原市福祉保健部（島原市保健センター）
- ・県南地域リハビリテーション広域支援センター
- ・認知症疾患医療センター
- ・島原市社会福祉協議会
- ・長崎県南保健所
- ・島原警察署
- ・長崎地方法務局 島原支局
- ・島原地域広域市町村組合 島原消防署
- ・島原地域広域市町村組合 地域支援係



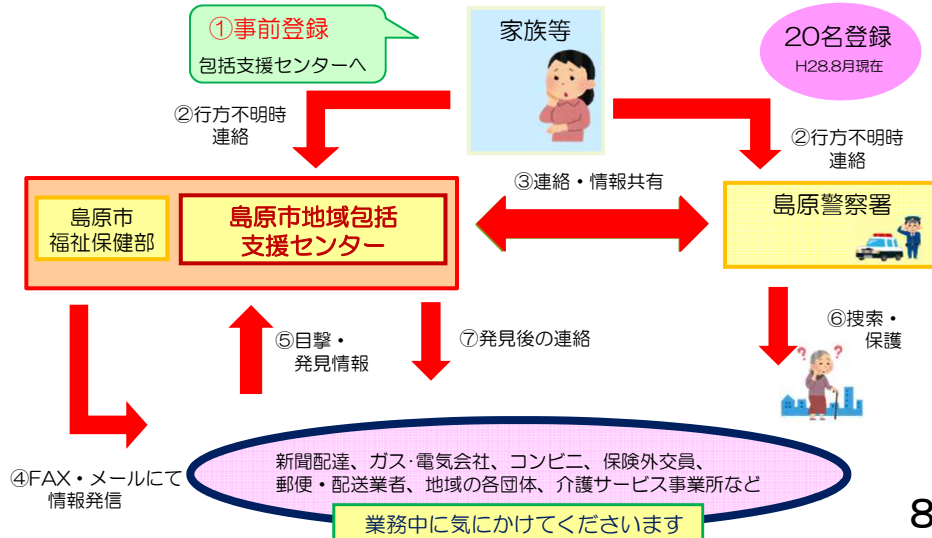
## ② 高齢者等見守りネットワーク協議会 及び連携協力・協定事業所連絡会の開催

全体の会議を年2回開催し、高齢者の虐待防止についての情報共有や、それぞれの各団体の見守りについての活動報告、そして島原市の見守りのあり方について意見交換を行います。



## 島原市高齢者等SOSおかえりネットワーク

見守りが必要な方（認知症の方や行方不明になるおそれのある方）の名前や特徴写真などの情報をあらかじめ登録しておくことで、早期発見に役立つ制度です。





## 第 3 回委員会



**第 3 回**  
**刑務所出所者における認知症者についての検討委員会**

日 時： 2017 年 1 月 11 日(水) 13:00～16:40

場 所： 長崎刑務所

[長崎刑務所見学] 13:00～14:20

13:00～13:30 社会復帰支援指導見学

13:30～13:45 長崎刑務所(高齢受刑者の工場)見学

13:45～14:00 長崎刑務所施設概況および社会復帰支援指導の説明

14:00～14:20 意見交換会

[検討委員会]14:30～16:40

開会

1. 社会復帰支援指導について-札幌刑務所、長崎刑務所見学を踏まえて-(60分)

2. 平成 27 年度調査「認知症傾向のある受刑者の概数調査」の追跡調査

(アンケート)について(70分)

・報告(20分)

事務局

・質疑、意見交換(50分)

・事務連絡

閉会





# 社会復帰支援指導について

## 刑事施設における社会復帰支援指導プログラムについて

### 1 経緯

- (1) 「再犯防止に向けた総合対策」における重点施策の推進
- (2) 潜在的な特別調整対象者の存在
- (3) 特別調整等を経て出所した者の地域生活への円滑な定着
- (4) 平成26年度からプログラムの試行を開始

### 2 プログラムの目的

- (1) 高齢又は障害を有する等の理由により、円滑な社会復帰が困難であると認められる受刑者、又は出所後の社会生活に大きな不安を感じている受刑者（以下「対象受刑者」という。）が、出所後の社会生活において、いわゆる「居場所」と「出番」を見つけ、生きがいや目標を持って、地域社会の一員として生活を送ることができるよう、そのための準備と動機付けを図る。
- (2) 対象受刑者に対して、出所後の社会生活において、対象受刑者が必要に応じて福祉的な支援を受けながら、自立的で健全な生活を送ることができるよう、そのための基本的な社会的知識と社会適応力を付与する。

### 3 プログラム試行庁（平成28年度）

札幌刑務所、帯広刑務所、秋田刑務所、金沢刑務所、山形刑務所及び三重刑務所

### 4 プログラムの対象者

- (1) 既に特別調整対象者になっている者又は特別調整対象者となる可能性が高い者
- (2) 出所が予定される時点でおおむね60歳以上の者で、出所後に自力で社会生活を送ることが困難と認められる者又は出所後の社会生活に大きな不安を感じている者
- (3) 知的障害、精神障害又は身体障害を有している者（いずれも疑いを含む）で、出所後福祉サービスを受給できなければ、自力で社会生活を送ることが困難と認められる者又は出所後の社会生活に大きな不安を感じている者
- (4) (1) から (3) 以外の者で、プログラムを受講させることにより、本人の改善更生や円滑な社会復帰に特に資すると見込まれる者

### 5 指導内容等（現在試行中につき、変更の可能性があり得る。）

#### (1) 指導内容等

##### ア 指導内容

- ① オリエンテーション
- ② 日常生活に必要な基本的動作能力と体力の維持及び向上

- ③ 日常生活に必要な基本的思考力の維持及び向上（思考力・計算力等の脳機能の維持等）
- ④ 日常生活に必要な基本的健康管理の維持及び向上（疾病予防、病院のかかり方、服薬方法等）
- ⑤ 日常生活に必要な基本的生活能力の習得（金銭管理、会話スキル、対人関係スキル等）
- ⑥ 更生保護の概要
- ⑦ 社会福祉等の概要（生活保護、高齢者・障害者福祉サービス、国民年金等）
- ⑧ 再犯防止のための自己管理スキル等の習得

イ 小集団を編成して実施（ワークブックを活用）

(2) 指導時間数及び期間

ア 指導時間数：1 単元おおむね60分，全18単元

イ 期間：1クールおおむね4か月

(3) 指導者

ア 試行庁の教育担当職員のほか，各指導領域の指導内容に応じた関係部署職員

イ 各指導領域の指導内容に関する専門的知識を有する外部関係機関等の職員や専門家



## 第 4 回委員会



## 第 4 回

### 刑務所出所者における認知症者の実態についての検討委員会

日 時： 2017 年 3 月 10 日(金) 14:00～17:00

場 所： 航空会館

#### 開会

1. 地域の受入れ支援体制(調整・受入れ促進等)について(60 分)

2. 明石市での取組みについて(15 分(10 分報告、5 分質疑))

福祉部 福祉総務課 障害者・高齢者支援担当課長 青木 志帆 氏

3. 聞き取り調査について(15 分(10 分報告、5 分質疑))

長崎県地域生活定着支援センター 所長 伊豆丸 剛史 氏

4. 今年度のまとめの報告(30 分)

(1) 個人票について

(2) アンケート調査について

(3) 社会復帰支援指導について

事務局

5. 提言(問題提起)案の報告と協議(60 分)

・事務連絡

#### 閉会